

|| 資料紹介 ||

改正税法のすべて 昭和二年 (II・前半)

—— 経済危機突破緊急対策等を中心として ——

(租税資料室
研究調査員)

井上一郎

目次

解題……………井上 一郎

附・個人財産税、財産増加税、準備調査要綱案

財産税法等三新税法案について……

大蔵書記官 渡辺喜久造…三八七

金融緊急措置等の発動に就て……

大蔵大臣 波澤 敬三…三九七

金融緊急措置令に付て…… 愛知 揆一…四〇二

序

一 既存預金等の封鎖……………	四〇三
二 旧券預入金等の封鎖……………	四〇四
三 封鎖支払……………	四〇四
四 封鎖適用除外……………	四〇五
五 封鎖預金等の現金払……………	四〇五
六 封鎖預金等の封鎖支払の方法に依る支払……………	四〇九
七 封鎖預金等に依る公租公課等の支払……………	四一三

八 封鎖預金等の振替……………四一三

九ノ一 金銭債務、債券等元利等の封鎖支払に

依る弁済……………四一四

九ノ二 封鎖預金等の証明書類及表示……………四一五

十 世帯の意義……………四一六

十一 既存の国債其の他の証券の元利の封鎖……………四一七

十二 封鎖預金の債権の譲渡及担保提供の制限……………四一七

十三 資金融通の制限……………四一八

十四 金銭債務の弁済方法及資金の保有方法の

制限……………四一八

十五 封鎖預金等の利息……………四一八

十六 封鎖預金等の時効……………四一九

十七 政府に於ける取扱……………四一九

十八 自由預金……………四一九

十九 他の法令との関係……………四二〇

二十 罰則……………四二〇

二十一 封鎖の期間……………四二一

二十一 施行	四二一	二 申告を要せざる財産及び契約の範囲	
日本銀行券預入令に就て	河野 通一	三 申告時期	
(一) 目的		四 申告書の提出先	
(二) 構成		五 住居所氏名の確認	
(三) 現行日本銀行券(旧券)の失効		六 申告書の提出義務者	
(四) 旧券の封鎖預金化		七 申告書の記載事項	
(五) 新旧券の引換(旧券預入に依る新券支払)		八 申告の為確認を受くべき書面	
(六) 旧券に依る小切手等(封鎖支払指図)の取扱		第三 現金の申告(切換日以後の旧券に依る預入等の申告)	四五三
(七) 旧券取引の禁止		第四 法人の打切決算書類の提出等	四五四
(八) 旧券の発行高の整理		一 財産目録、貸借対照表の提出	
(九) その他(預金等の新券に依る支払の時期)		二 法人の動産及び仮払金又は仮受金の申告	
(一〇) 罰則		三 金融機関の預貯金現在高等の報告	
臨時財産調査令に就て	前尾繁三郎	第五 個人の事業用動産及び債権債務の申告	四五九
はしがき	四三五	第六 雑則	四六〇
第一 調査時期	四三七	一 税務署長及び其の代理官の調査権	
第二 現金以外の金銭的財産及び契約の申告	四三七	二 申告事務取扱者の看做公務員	
一 申告を要する財産及び契約の範囲			

三 罰則

臨時財産申告書ひな形……………四六三

臨時財産調査の概要……………四六六

——財産税実施の前奏曲——無署名……………四六六

緊急対策の断行……………四六六

臨時財産調査の目的……………四六七

調査時期……………四六七

臨時財産調査の範囲……………四六八

臨時財産税申告要領……………四六八

法人等の資料調書の提出……………四七五

税務官吏の質問、検査権限……………四七七

取扱機関及職員の地位……………四七七

罰則……………四七七

臨時財産調査令に依る法人財産目録等提出方に

就いて 東京財務局発表……………四八〇

一 本書類の提出を要する法人……………四八〇

二 提出を要する書類……………四八一

三 提出期限及提出先……………四八八

財産税はどう改定されるか 松山宗治……………四八九

はしがき……………四八九

第一 目的が變つて来た……………四九〇

第二 使途が變つて来た……………四九〇

第三 内容はどう變るか……………四九一

一 法人戦時利得税と法人財産税の創設の取止

二 個人財産税はどう變るか

三 個人財産増加税はどう變るか

四 其他の改訂

むすび……………五〇一

金融緊急措置令実施後の経過と改正……………

河野 通一……………五〇三

一 金融緊急措置令実施後の推移と経過……………五〇三

一 日本銀行券預入令及金融緊急措置令実施の影響

二 金融緊急措置令の改正要点

三 新券預金の傾向

四 四月一日の改正

五 事業資金関係の傾向

六 六月二十一日の改正

七 物価の動向と五百円生活の枠の拡大措置

八 封鎖支払票、金融通帳及金融措置委員会

九 金融緊急措置令の立法的側面

一一 金融緊急措置令関係法令の四月以降の改正……………五二〇

一 省令及告示の改正

二 通牒に依る取扱上の変更及措置

三 大蔵大臣が別段の指示をなし又は大蔵大臣が承認を受けたと

き

あとがき……………五三九

第九〇回帝國議會における石橋大蔵大臣の

財政演説……………五四〇

付①第九〇回帝國議會における石橋大蔵大臣の財政演説

〔「財政」一一卷八号昭和二年九月号所収のもの〕

②改正予算に関する法律案の提案理由

改正金融緊急措置令施行規則解説

福田 久男……………五七〇

第一総説……………五七一

一 改正の趣旨

二 改正の要点

三 改正の影響

第二改正の内容……………五七五

一 第一封鎖預金等及び第二封鎖預金等の創設

二 既存封鎖預金等の区分金額

三 第一封鎖預金等の設定手続

四 世帯の意義

五 公益団体の第一封鎖預金等の加算

六 既存封鎖預金等と看做すもの

七 支払期限経過の金融債及び公社債の取扱

八 代表者名義の封鎖預金等の取扱

九 第一封鎖預金等の支払

一〇 第二封鎖預金等の支払

- 一一 既存封鎖預金等の支払の經過的取扱
- 一二 封鎖預金等の利息
- 一三 其他の改正
- 一四 保険金について

〔編者〕あとがき……………六二一

法制資料論……………(次号予定)

細目次(略)

解題

本稿は、本誌二〇号（以下前号という。）のあとをうけて、昭和二二（一九四七）年における「税制改正のすべて」のうち、同年二月に実施された経済危機突破のための緊急対策及びその後の経緯をふまえて、戦時補償特別措置（戦時補償特別税）並びに財産税の創設にむけての経済再建過程に焦点をあてようと思う。もちろん、この時期の一般税制改正も問題となることはいうまでもないが、前号において差し当り、当面のインフレとの調和をはかる税制改正については、前尾繁三郎氏の解説を中心に紹介しておいた。しかし、本格的な税制改革は、さきに指摘した戦時補償の措置及び財産税の創設の目はなのつく八月まで待たなければならなかった。このまたなければならなかった期間が、本稿の対象となる期間となるわけである。

さて、経済危機突破緊急対策は、食糧事情の悪化及びあらゆる物資の欠乏からくる経済的混乱の阻止が重要な課題としてとりあげられることとなる。

ところで、この経済危機緊急対策は、税制改正とは直接関係ないが、その影響するところはすこぶる広範囲である。これを避けて当時の税制あるいは税制改正を云々することは片手落ちであるように思われる。しかも、この緊急対策のうちの一つである臨時財産調査令は、将来創設されるべき財産税等の新税が予定されていることであるから、なをさらこの緊急対策を疎外とすることはできないというべきであろう。令一条は、次のように規定した。

本令ハ戦時利得ノ排除、国家財政ノ再建、国民経済ノ安定等ヲ目途トスル新税ノ創設及確保ニ資スル為命令ヲ以テ定ムル時期（以下調査時期ト称ス）令施行規制一条、昭和二十二年三月三日午前零時）ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ

調査スルヲ以テ目的トス

さて、この経済危機緊急対策は、昭和二年二月一七日に発効したが、これにいたるまでの経緯も若干のコメントをすれば、次のように言えるであろう。

昭和二〇年八月、大太平洋戦争に終止符を打ち、平時への展開となるが、その際、占領軍（GHQ）は、わが国の財政民主化をすすめるにあたって、まず、戦時利得の没収を意図し、同年一月二四日、政府にその旨の覚書を発した。政府はこれをうけて、同年二月三日、GHQに対し、戦時利得の没収を主要な柱とした新税三法案（本誌一八号五三四頁以下参照）を立案し、承認をうべくGHQに提出した。

さて、GHQのさきの戦時利得の没収措置の指令が報道されると、過剰流動性の強い通貨は、換物運動へと拡がり、さなきだに不足勝であった食糧に対しても、換物運動の矛先がむけられると、一層通貨の増発が続ぎ、かつて第一次大戦後、ドイツが経験した悪性インフレーションの再来が懸念されるにいたった。もちろん、この間、政府、特に大蔵省においては、内密ではあるが、経済対策の総合的立案官庁として社会経済秩序安定方策、その一つとして通貨物価安定等構想が考えられてをり、そのうえ、戦時財政から平時への財政への転換を一時的にはあれ、財産税の創設を中心的な課題として、財政再建のための諸準備が、大蔵省主税局において進められており、そのうえGHQの戦時利得の没収の方向がこれに附加された。このような状況を背景として、新円の切替が大臣の口からほめかされ、これによってもまた換物運動に拍車がかかるといような結果ともなった。

一方、GHQに提出した新税三法案は、その後、何らのサゼッションのないまま、日一日と日を重ねることとなった。

この間、大蔵省では、二二年一月一〇日、GHQへ提出した新税三法案の要綱を発表し、将来あるべき新税の構図を明らかなものとした。これによって財産税等新税が創設されると、いかに換物運動が無益なものであるかということが制度の面から周知されるものとして努めたものの、その効果はほとんど期待されなかったといってもよいであろう。ところで要綱の発表があつて、当の立案に携つた主税局の大蔵省書記官渡辺喜久造氏は、「日本産業経済」新聞に「新税三法案について」と題され、一回にわたつて解説を連載された（本誌一八号四二頁以下及び二〇号補遺六八三頁）。また、同氏は、雑誌「自治研究」(The Study for Self-governing) 第二卷第一号（昭和二年一月一五日）にも「財産税等新税法案について」と題され、論稿を掲載された。この解説は、さきの解説が要綱にそつてその全般を、しかも実務上の観点をも念頭におかれて詳細に展開されたものであるのに対して、後者は、立案の過程乃至思想的な沿革の面にも力点がむけられているようにも思われ、同一人の文章ではあるが、捨て難いものがあるので、今回これを採録することとした。

さきにもみたようにGHQでは、その後、承認を求めべく提出した案件に対しては音沙汰なしの状況が続く。しかし、経済は、まさに生きものである。悪性インフレーションをあらわにして、経済危機の進行がさけ難いものとなるに及んで、政府は二月一七日、経済危機緊急対策を打ち出したのである。詳細は、大蔵省財政史室編「資料・金融緊急措置」(霞出版社 昭和六二年刊)において取纏められているので、ここでは深入りはしないが、物と金の両面から強力な規制力によって実行されることとなった。

その頃の状況を後年、福田赴夫氏は、次のように語る。

結局、ヤミ米が囤積(たんせき)（しまい込み）されるとただでさえ足りない食糧がさらに偏在することになるので、この状

態を打ち破るためには、食糧買いあさりの根源である通貨を押え込む以外にないというのが私たちの結論であった。

山際次官以下私たちは、そのことを渋沢大臣に強く進言し、もう非常手段以外に方法はない。政府はまず食糧に非常措置もとらねばならない」という段階を迎えつつあった。

こうして、翌年（一九四六）一月一日、内閣の橋井参事官から、次田大三郎内閣書記官長からの非常呼集の知らせをうけ、二日十時、大蔵、通産（当時商工省）、農林、運輸各省の官房長、総務局長が総理官邸に参集、次田書記官長から、「食糧問題は重大な段階にきた。各省それぞれの立場で対策を至急樹立せよ」との命令があり、各省から有効な対策があったが、大蔵省としては、結局、決め手は、かねて考えていた購買力の根源である通貨の押え込みであったという。^{*}こうして、緊急対策の骨子がかたまり、次の段階へと進んだ。

* 福田赴夫稿「終戦前後の思い出」ファイナンス 昭和四四年一月号

すなわち、何はともあれ、敗戦後の財政経済の運営は、第一次世界大戦後のドイツの Rentenマルクの例をみてもわかるように、悪性インフレーションを避けることが中心的な課題であった。もちろん、これと、他に、戦時補償に対する処置との兼ね合いもあつてのことであるが、ともかくインフレーションの防遏のため、通貨の徹底的押え込みのための措置として、金融の極端な制限を意図して、金融緊急措置令となり、いわゆる戦後の五〇〇円生活が開始され、これにあわせて、通貨の日本銀行への還流を、日本銀行券預入令によりはかり、ある時期までに、流通中の通貨を新しい通貨にとりかえる措置をも含み、当面新通貨出現まで、旧通貨に新通貨の意味をもたせるために、証紙を貼布させることとなった。これらの措置と併行して、将来の財産税への布石として、臨時財産調査令が公布されたので

ある。詳細は、これら一連の事態の進行を当時の関係記事をたどることによって、歴史的経緯を明らかにしようと思う。もちろん、これらの措置は、税の処理についても、影響するところがあった。例えば、金融緊急措置令施行規則第七条による特定の租税については封鎖預金による支払ができなかった。特に深刻な事例にはあたらないかもしいが、注意しておいてよい。

ともかく、再言するようであるが、臨時財産調査令、金融緊急措置令は、きたるべき財産税、戦時補償特別措置の前哨的地位にあつて、事態の進行をいち早く反映し、それとともに発展していく性格をもっていた。

昭和二年四月になると、アメリカから財産税等の創設の仕上げのためチャーンが来日、日本側との折衝が続くなかで、当初の財産税の性格が変わってくる。そして七月から八月のはじめにかけて、財産税、戦時補償特別措置の在り方がほぼ固まる。それをうけて、金融緊急措置令施行規則の大幅な改正がみられるようになる。

そこで、二月一七日以後の勅令等の動きについてこれを追ってみた。

経済危機緊急対策としての緊急勅令は、二月一七日、関係大蔵省令、告示とともに公布され、以後、三月中には、施行規則（大蔵省令）及び大蔵省告示は目まぐるしく頻繁に改正がくり返された。さきに指摘したように金融緊急措置は、将来、財産税、戦時補償に対する特別措置が予定されているため、なおさらである。

そこで、法制資料もこの点に意をもちい、八月三十一日までの法令の改廃をたどり、重要な法令は、二月一七日公布時の全文と、八月三十一日現在の改廃をおりこんだ法令を収録することとした（次号へゆずる）。

なお、この時期の関係法令の改廃経過を一覧的にみれば、次のとおりである。

三緊急勅令等改正推移一覽

月 日	金融緊急措置令關係	日本銀行券預入令關係	臨時財産調査令關係
2・17	○金融緊急措置令制定勅令 No. 83 ○同左施行規則制定大藏省令 No. 12	○日本銀行券預入令制定勅令 No. 84 ○同左施行規則制定大藏省令 No. 13 ○同左規則第1回改正省令 No. 16	○臨時財産調査令制定勅令 No. 85 ○同左施行規則制定大藏省令 No. 14
3・2	○同左規則第1回改正省令 No. 22 ○同左規則第2回改正省令 No. 24	○同左規則第2回改正省令 No. 24 ○同左規則第3回改正省令 No. 29	○同左規則第1回改正省令 No. 31 ○同左規則第2回改正省令 No. 32
8			
6			
31	○同左第3回改正省令 No. 40 ○同左第4回改正省令 No. 44		○同左第3回改正省令 No. 45 ○同左第4回改正省令 No. 51
4・11			
7・28	○同左第5回改正省令 No. 82		
8・11	○同左第6回改正省令 No. 90		
17	○同左第7回改正省令 No. 93 ○同左第8回改正省令 No. 96		

(注) 大蔵省においては、終戦後財政再建のため、財産税の創設は避けておることはできないとの考え方が支配的であったようである。そのための事務上の準備は、昭和二〇(一九四五)年一月頃には具体的な形で進行を始めていたようである。次の資料は、その一端を示す。参考までに全文を掲げておく。

個人財産税、財産増加税準備調査要綱案(昭和二〇・一一・六 各税務署長あて、東京財務局長発)

一 本調査は財産税法及び財産増加税法創設の資料に供するものなるを以て、可及的秘密に取扱ひ、外部に於る資料の蒐集調査に当りては経済調査に依る個人の負担額を検討する目的なることの感觸を与ふる様配意するものとす。

二 調査地は左記の区分に依り管内の全般を推測し得る中庸市町村を選定するものとす。

イ 村 純農村および都市附近に位置し時局の好影響を享くと認めらるる農村にして戸数四〇〇戸程度の村全部に付調査すること。

ロ 町 戸数一、五〇〇戸乃至二、〇〇〇戸程度の町全部に付調査すること。

ハ 市 市の全般を推測するに便なる二〇〇戸程度の地域二又は三地区に付調査すること。(商業地、住宅地、場末地を選び各地区毎の諸書の調理を要す)

三 選定町村に付ては少く共左記時項の統計表を作成するものとす。

イ、戸数、人口、産業別戸数

ロ、生産物の種類、数量

ハ、土地の地目別地積、貸借価額及び反当貸貸価額

二、建物の種類別床面積、賃貸価額及び坪当り賃貸価額

ホ、国税納税者

1 地租、家屋税納税額別人員表

2 分類所得税種類別納税人員表

3 総合所得税納税者階級別人員表

4 営業税業種別納税人員表

四 市の各地区に付ては推定し得る程度に於て前項の調査を為するものとす。

五 個人別調査は所得調査簿に依るを原則と為すも之に寄り難きもの又は、依ることを得ざるものに付ては市町村役場、町内会、隣組、農業会、各種金融機関、税務協力委員、事情精通者等に付、適宜探聞調査を実施するものなるも、左記の事項は必ず実額を調査するものとす。

イ、土地名寄帳、土地調査簿その他年期地台帳等に依り田畑宅地その他地目別地積、賃貸価額

ロ、家屋名寄帳に依り家屋の所在、家屋番号及び床面積を書抜き、家屋調査票により時価を勘案算定す。

ハ、イ、ロの事項は之を小票に書抜き、他の市町村所在の所有土地建物を土地調査簿、所得資料箋等により調査記入する。

ニ、商品、原料品、設備機械等は工場台帳営業税調査補助簿等に依り調査する。

ホ、株式等の有価証券は所得資料に依り調査する。

ヘ、貸金は貸金調査簿及び所得資料に依り調査す。

六 財産評価は昭和十六年十二月末現在（以下単に戦前と仮称す）及び昭和二十年八月十五日現在（以下単に現在と仮称す）により相続税調査の事蹟、相続税標準率、農地価額統制令の倍数、売買実例、譲渡利得調査資料及び事情精通者の意見等を基礎に評定するものなるも、左記に留意するものとする。

イ、不動産に付ては予め評価基準額を定むること。

1 土地に付ては、田、畑、宅地、山林その他の区分に依り戦前及び現在の時価の賃貸価額に対する倍数を反当又は坪当を算定すること。

2 家屋は家屋調査票の賃貸価額計算の基礎となしたる時価（昭和十五年七月一日現在）に対する戦前及び現在の倍数を算定すること。

ロ、立木の価額は森林組合に付樹種、樹齡等を調査し、樹種の過半を占むるものに付平均樹齡を計算し、反当基準価額を定むること。

ハ、株式価額等は戦前及び現在共一応払込額に依り計算すること。

ニ、公社債、貯蓄債券、預金現金等の不表現在財産の評価は左記の方法に依ること。

1 その市町村に於ける

農業会及び市街地信用組合に対する預貯金の合計額

前五ヶ年間の国債消化の合計額

銀行預金、郵便貯金の推定額

手持現金の推定額

総計額を基礎にその市町村に於ける国債貯蓄の割当方法を参酌し、要調査階級区分毎に認定割合を定むること。但し、大資産者にして事情精通者等の意見により個人別の預貯蓄額の判明せる分はその実額に依り算定し、算定額を前記総額より控除し、他の階級の割合を定むること。この場合公社債、預貯金、現金の三区分に表示すること。

2 無体財産権は相続税調査の場合に於ける評価方法に依りその価額を計算す。

七 動産の評価は一応前各号の総財産に対し左の割合の金額を計算するものとす。

区分	動産価額の割合	同上の内非課税家具什器
一万円以下	、一〇〇厘	、八〇〇厘
三万円以下	、一〇〇厘	、七〇〇厘
五万円以下	、一〇〇厘	、六〇〇厘
十万円以下	、一五〇厘	、五〇〇厘
十万円超	、二〇〇厘	、四五〇厘

八 負債は貸金調査簿、負債利子控除申請書等により調査するものとす。

九 家族数はその市町村に付その実数を調査するものとす。この場合、市町村民税賦課氏名票に妻の有無その他の家族数を当該市町村吏員に記入方依頼し、調査の適正を期すること。

一〇 調査に当りては左記事項に注意すること。

イ、土地家屋等調査を要する小票数、調査票数を予め準備すること。

ロ、先代又は死亡者名儀の土地家屋に付てはその相続人を役場吏員等に付き調査し綜合の完璧を期すること。

ハ、不在地主の所有土地建物に前号に該当するものなきやを念査すること。

ニ、他市町村所在の土地家屋に付ては市町村民税賦課の資料及び、役場吏員の意見を徴し綜合洩れなきを期すること。賃貸価額未設定の家屋に付て亦同じ。

ホ、土地の評価に付ては少く共その調査地の最高、最低、中位の価額を調査し、各階級に属する地積等より推定し、適正価額を求めることに留意すること。

ヘ、家屋に付ては、高級住宅を家屋調査当時相当庄縮評価しありと思料せらるるを以て評価に当りては注意すべき点とする。

ト、無配当株式出資金の調査を洩らざること。

一一 本準備調査における左の事項を記録し、本税施行計画の資に供するものとす。

イ、従事者の 官氏名、俸給及び現在の分掌事務

ロ、各人別の調査事項

ハ、所要旅費額

ニ、本準備調査に当り配慮せられし事項

第一表 財産価額調 調査場所

階級区分	人員	家族	昭和二十年八月一日 現在財産価額	昭和十六年十二月末 現在財産価額	増減 人員	金 額
五、〇〇〇円以下						
五、〇〇〇円超						
一〇、〇〇〇〃						
…この間九段階						
百万円超						

(備考)

- 一、本調査は基礎控除又は、家族控除を為さざる財産価額に依り調理すること。
- 二、階級区分は昭和二十年八月十五日現在の財産価額(戸主及び家族の財産は合算額に依る)に依り調理すること。
- 三、人員欄には家族中資産を有するものを内書すること。
- 四、家族欄には妻を内書すること。
- 五、増減人員欄には家族中資産を有するものを内書すること。この場合、戸主及び同居家族の財産価格は合算額に依り、増加額(又は減少額)を計算すること。

第二表 財産増加額調 調査場所

階級区分	納税人員	増加数	昭和十六年十二月末日 現在財産価額	昭和二十年八月十五日 現在財産価額
五、〇〇〇円以下				
五、〇〇〇円超				
一〇、〇〇〇〃				
…この間九段階				
百万円超				

(備考)

- 一、階級区分は増加金額（基礎控除及び家族控除を為さざる金額）に依ること。
- 二、戸主及び同居家族の財産価額は合算額に依り増加額（又は減少額）を計算すること。
- 三、家族中財産を有するものは納税人員欄に内書すること。
- 四、昭和十六年十二月末日に比し、昭和二十年八月十五日現在の財産額が減少したるものの人員数及び減少金額の合計を摘要欄に記載すること。

第三表 種類別財産価額調査 調査場所

区分	昭和二十年八月十五日 現在財産価額	昭和十六年十二月末日 現在財産価額	差引増減
土地 建物 設備機械 商品原料品 農産物 家具什器 その他動産 株式 貸付金 国債預貯金現金 計 債務 差引計			

* 出典・千木良志気雄・統戦後の税務行政秘話 筑波書房、昭和六三年刊一四頁以下。

財産税法等三新税法案について

大蔵書記官 渡辺 喜久造

一

戦時利得課税及び財産税については夙に連合軍総司令部と大蔵当局との間に話が進められてゐたのであるが、昨年〔昭和二十年〕十一月十六日附を以て大蔵大臣より連合軍総司令部宛に戦争利得の排除及び財政の再建に関する覚書を提出してその承認を求めたところ同月二十四日附を以て承認の指令があり、併せて本件に関する法案は本年最初に開かるべき議事に提案すべきこと及び右法案の草案を昨年十二月末日迄に連合軍総司令部へ提出すべき旨を命ぜられたので、爾来大蔵当局に於ては鋭意立案を進め指定の期日迄にその提出を了つた。本草案については目下連合軍総司令部に於いて慎重検討を加へつつあるのであるが、以下これ等財産税等三新税法案の基本的構想について述べてみたい。

二

敗戦日本が旧套を捨てて新日本としての再生第一歩を進み出すについては、政治、文化、経済の各方面に互つて幾多の重要問題が山積してゐるのであるが、国民経済の面に於いて先ず解決されねばならぬ当面の問題は二つの性格を有つてゐるものと思はれる。即ち一面に於いて戦争中に発生してこれが解決を戦後に残されてゐる矛盾の解決が要請

されてゐると共に、他面戦後に於いて当面発生しつつある矛盾の解決が併せ要請されてゐて、これ等両者の解決に依つて初めて新日本国民経済再建の基盤が造られるものと思はれる。ここに第一の矛盾といふのは、国際等裏附物資のない資金の膨大な集積に因る物資・資金間の極端な不均衡、具体的にいへば敗戦後の我が国民経済が全体としては非常に貧乏になつてゐるにも拘らず、国民各自の懐には札が溢れてゐるといつた妙な現象が存在してゐることで、これが為め独り物価の将来のみでなく国民経済全体の前途が不安定極りなきものとなり、国民経済も国民各自の生活も絶えず悪性インフレーションの脅威に暴露せられてゐるのである。第二の矛盾といふのは敗戦に因る領土及び経済勢力圏の喪失、戦災等に因る生産基礎及び生活基盤の破壊損耗、軍需生産より民需生産への転換難等に因つて我が国現在の国民経済が現在の国民生活を維持するに足るだけの力を喪失してゐることから生れる矛盾であつて、単的には食糧の問題、石炭の問題として表面化してゐる。ところで前の矛盾は戦時統制経済政策の結果として、その解決が現在に残されたもので、当時国家経済力は挙げてこれを戦争目的に充當した為め、民需生産は極度に圧縮せられ、その余力は総べて軍生産に向けられた航空機と為り艦船となり、戦車、砲弾となつて消費し盡くされたのであるが、資金の面に於いては戦費の大部分が国債に依つて調達せられた為、その結果は膨大なる国債の累積と為り裏附物質なき資金の累積となつて残されてゐるのであつて、国民経済的に見れば中間に於ける生産、消費は既に完了済で、残されたものは国民の何人の負担に於いて戦費を処置するかといつた謂はば債権債務処理の問題である。これは反して後者は現在当面の生産が当面の消費に必要な量を賄ひ得ないことから生ずる矛盾で、謂はば現在の生産・消費の不均衡の問題である。勿論後者の解決なくしては前者の解決亦期待し難いことは、各国の歴史に徴するも国民経済力の恢復なくして貨幣価値の安定を確保し得た国のないことから明かであるが、他面後者の解決あるも前者は依然残された問題で

あり、而も当面の実情は前者の矛盾の存在が色々な方面で各種の闇行為を生んで生産を刺激するどころか逆にこれを阻止して居り、後者の解決の爲にも前者について何等か解決の手が打たれることが要請されてゐるのであつて、両々相俟つて早急に対策が講ぜられる必要があるのである。財産税は前者の矛盾解決をその狙ひとするものである。

三

戦時物価政策の性格は謂はば金を使へる金と使へない金とに區別し（例えば配給切符と共にあるとき金は使へる金と爲り、然らざるときは使へない金となる）使へない金は出来るだけこれを貯蓄させて流通面から追出すと共に、使へる金については公定価格等に依つて出来るだけその価格を安定させ、これに依つて金全体の価値が安定してゐるかの如き觀を与へようとするものであつた。この場合使へない金が無理に市場に出ようとすると闇に爲り、その価格は闇価格に迄転落する。これが甚だしく爲ると金全体の価値にまで影響するから、この点からいつても闇価格は嚴重に取締る必要を生ずるといつた關係にあつたのである。この關係は戦争終結と共に著しく異なつてきた。といふのはさう何時迄も金を使へる金と使へない金とに區別して置くことは不可能であつて、勿論戦後経済の相当恢復する迄は価格統制も必要であり、配給統制も必要であり、その限度に於ては右の區別も残る譯であるがこれとても轉換期の過渡的措置であつて、早晚総べての金は一樣に使へる金にならざるを得ない。ここに物資・資金間の均衡回復の問題があるのである。この場合に考へられる方策は二つある。一つは資金の量を減らすことである。今一つは資金の単位当りの価値を下げることである。前の方策は財産税の問題であり、後の方策は所謂新物価水準の問題である。実際問題としては何れは両者の併行といふことになるのかも知れぬが、それにしても財産税については相当思ひ切つた手が打

たれるのではないと価格騰貴の悪循環的作用は悪性インフレーションを誘発して国民経済も国民各自の生活も共に破壊して了ふ危険が多分に存在する。悪性インフレーションか財産税か、我々は今この二者択一の岐路に到達してゐるのである。財産税は決して財産収支均衡といつた小さいな立場から考へられてゐるものではない。単に財政収支均衡の意味では千億円の財産税も三十五億円の經常増税と大いして異ならない結果となるかも知れないが、而も当面必要な措置は千億円の財産税であつて、三十五億円の經常増税を以てしては到底駄目であるのは、前者に依つてのみ国民経済の均衡恢復が期待されるからである。

法人戦時利得税及び個人財産増加税の戦時利得課税を目的とする二新税の狙ふところは財産税とは少しく異なる。即ちこれ等二新税は戦争中、戦争に関連し及戦争の結果として生じた利得を法人、個人を通じて一切排除し日本国民をして戦争は経済的にも決して利益に非ることを知らせようといふポツダム宣言履行に基くものである。而もこれ等二税に依つても相当の資金吸収が可能であり、相当の歳入を挙げ得べきが故に、財産税と併せて、国民経済及び国家財政の再建に資せしめようといふのである。只、個人財産増加税に於ける第二種増加額の如きは必ずしも戦争利得とは稱し得ず、従つてこれに対する課税は寧ろ財産税の補完税とも考へらるべきものかも知れないが、規定の便宜上個人財産増加税の一部に入れられたと考へた方が理解が容易と思はれる。

四

今度立案されてゐるやうな実質的財産税が財政史上先づ現れたものとしては一九一九年の獨逸における困難犠牲税が挙げられる。これは獨逸国民の全財産に対して最低百分の十より最高百分の六十五に至る累進税率に依り一回限り

の課税を行ったのであるが、結論的にいへば完全に失敗して何等インフレーション阻止の役割を果し得ず、一九二三年、二四年の劃期的インフレーションに依つて完全に雲散霧消して了つた。何故にさうなつたかを考えてみると、先づ目につくことはその徴収が原則として三十年賦になつてゐることである。然るとき国難犠牲税の決定税額約三百四十億麻も歳入として現実に国庫に入るのは十億麻程度で、当時の獨逸の歳入が約五百八十億麻であつたこと、国難犠牲税の歳入が社会政策費にも流用されたこと等を思へば、本税がインフレーション阻止に何等の役割を果し得なかつたことは寧ろ当然のことといはざるを得ない。一九二四年の麻の安定に因つて、一兆麻が一國^{ラトヴィヤ}麻となるや前述の二百八十億麻は三ペンニツヒに化したわけに通貨安定後本税が所得税の補完税たる名目的な財産税に吸収されて了つたのも蓋し自然の成行といはざるを得ない。

第一次世界大戦後に於いては英国に於いても実質的財産税は資本課徴^{キャピタルレヴズ}の名の下に盛に論議せられ、労働党は終始これを非常に強く主張してゐた。本論議は最終的には一九二七年コルウィン委員会で採り上げられ、遂に多数の容認するところとならず、少数説として葬られた了つた。今その所以を考へて見るに、第一に考へられることは英国の國民經濟が財産税を行はずして裕に安定を回復し得たことである。一九二五年金輸出解禁を行つた英国にとつてはコルウィン委員会の一九二七年に於ける財産税はこれに依る歳入約三十億磅に依つて国債を償還しその結果としての利子負担軽減に依つて普通所得税の税率を一志下げるか下げないか、或は利子負担軽減に依つて浮いて来る經費を社会政策費に充てるか否かの問題に墜して了つたのである。従つて斯る程度の必要から実質的財産税を実施するのは不適當であるといふのが多数説の主張で、このことは多数説の報告中に若し終戦直後ならば本案の実施が適當であつたかも知れないが、等いつてゐることからも覗はれよう。

今次大戦の後始末としては一九四〇年芬蘭が先ず行つたが、更に佛蘭西が昨年八月十五日國民連帯税の名に於いて財産税及び財産増加税を行つてゐる。即ち同国は昨年六月四日より十五日の間に於いて新旧通貨の引換を行ふと共に右の六月四日を調査期日としてこれ等二税を行つてゐる。個人財産税の最高税率は百分の二十で我が国で目下立案されてゐるものに比すれば遙かに低いものであるが、國民連帯税の歳入見込額千二百億法に対して同国の国債が一九四四年四月末現在で一兆四千億法であることを思ふとき、これに依つて果して所期の効果を挙げ得るか否か多分に疑問なきを得ない。

五

今回立案された財産税等三新税は右の各国の例に比較すると遙かに徹底したものである。

先づ財産税についてみれば、それは調査期日において本法施行地（敗戦後の日本領土と考へられる）に住所又は一年以上居所を有する個人及び本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人については全財産（但し外国人については本法施行地内に在る財産）、右以外の個人又は法人で本法施行地に財産を有する者については本法施行地に在る財産について課せられる。個人にあつては日常生活に通常必要な家具、什器、衣服等の非課税財産を除く一切の財産の価額について先づ債務金額を控除した後原則として戸主及び家族一人につき二千元宛の基礎控除を行ひ、控除後の課税価格が二万円以下のときは免税、二万円を超ゆるときは三万円以下の金額に対する百分の十より五万円を超ゆる金額に対する百分の七十に至る高度の累進税率に依る課税が行はれる。法人にあつては都道府県、市町村等の公共団体を除く総べての法人について、会社等出資のあるものに対しては調査期日に於いて時価評価に依る純資産価額よ

り出資金額を差引いた残額、その他の法人に対しては純資産価額に対して百分の十乃至百分の三十の税率で課税されるのである。

一体財産税といふのはその立案の技術からいへば比較的単純なもので決して難しいものではない。而もそれが一番難しい税とされてゐる所以はこれが施行の上に難点がある故であり、特に第一に財産の捕捉、第二に財産の評価に異常な困難があるのである。そこで今回は第一の点に対しては新通貨発行等に依る手持現金高の捕捉が考へられてゐる外、預貯金、無記名證券等については所有者の申告に依る確認制度を採用し、確認を受けない場合は例へば預貯金についてはその払戻を制限する等の相当徹底した手段が考へられて居る。又税務署長等に相当廣汎な質問権、検査権等を認める外、詐欺不正に依る脱税に対しては徴税をも含む重い罰則を考へて居る。第二の評価の問題は現在のやうに物価の不安定な時期に於いては特に困難な問題で、例へば免税点二万円が低きに過ぎるか否かも一にかかつて評価を如何に考へるかにあるのである。此の意味からいへば物価安定の見透しなくしては公正なる評価は不可能であり財産税実施も不可能であるともいへるのであるが、一面物価の安定を期する為めにはその前提として先づ以つて財産税の施行が必要であるとすれば又已むを得ない次第で、此の困難克服の為には中央、地方に幾つかの委員会を造ることとして萬遺漏なきを期してゐる。

次に個人財産増加税であるが、本税は原則として昭和十五年四月一日現在の純資産価額と財産税の調査期日に於ける純資産価額とを比較し、其の間に於ける財産増加額より一万円の基本控除を行った後の課税増加額を第一種増加額と第二種増加額とに区分し、前者に対しては十万円以下の金額に対する百分の六十より三十万円を越ゆる金額にする百分の百の超過累進税率に依る極めて高率の課税を行ひ、後者に対しては増加額五万円を越ゆる場合に限り、十万円

以下の金額に対する百分の十より三十万円を越ゆる金額に対する百分の三十といふ前者に比すれば遂に低い超過累進税率で課税しようとするものである。ここに第一種増加額といふのは課税増加額中物価騰貴に依る一定斟酌を加へても尚残る増加額のこと、この分は実質的な財産増加に依るものと考へられるから、戦時利得としての収奪的ともいふべき高率の課税を受ける。これに反して第二種増加額の方は物価騰貴に因る斟酌を考へれば実質的には財産増加があつたとはいひ兼ねるとも考へられるものであるが、貨幣額的には増加したものであり、戦争中貨幣額的にも財産の増加しなかつた人のあることも考へて或る程度の負担を課さうとするもの故、その増加額が五万円以下のときは免税とし、税率も比較的低いものとなつてゐる訳である。

尚戦災者については財産税、財産増加税共一世帯一萬円の控除をすることが考へられてゐる。

最後に法人戦時利得税であるが、本税の対象となるのは法人税の課税を受ける法人即ち会社丈けである。それは昭和十五年四月一日を含む事業年度開始の日から財産税の調査期日迄を計算期間とし此の間に於ける総益金より総損金を控除した純利益を総べて戦時利得としてこれに百分の百といつた重い税率で課税されるのであるが、実際納付する税額は右の算出税額から計算期間中の租税、配当、利益処分依る賞与等社外に出たものを差引いた残額即ち計算期間中の留保金の増加額といふことになつてゐる。

六

財産税、個人財産増加税、法人財産増加税の歳入は挙げて国債整理基金特別会計に繰入れて国債の償還に充てること考へられてゐる。本措置に対してはこれを以つて金融資本擁護策としての反対論があるが、果して何うであらうか。

成る程現在国債の大部分を所有してゐる者は金融機関であるが、これ等は何れも預金者の預貯金と見合つてゐる。従つて、国債破毀はそのまま預貯金の破毀を結果する。論者中にはその預貯金破談に依つて損失を受ける者について大衆擁護の立場で別途救済すれば好いではないかと主張してゐる者もあるやうであるが、抑も財産税は戦争に依る後始末を何人の負担に依つて処置するかの問題に対する解答とも考へられるものであつて、財政再建の目的を達するだけなら悪性インフレーションに依つても可能なことは第一次大戦後の独逸の例でも明かであり、国債破毀も一方法であることは勿論である。只問題はこれ等に依るときはその負担が何人に帰するかは全く予測外であり、合理的な公正な負担配分は到底期待し得ない。そこで財産税等に依つて合理的且公正な負担を課さうとするのであつて、若し金融機関等に更に相当の負担を為さしめることが合理的且公正なものならば、それは寧ろ財産税等の中にその仕組が組入れられるべきものである。戦争の後始末を合理的に行ふために財産税等を立案しながら他面国債破毀を考へることは自家撞著に陥るものと考へざるを得ない。又財産税の歳入の一部を社会政策費等に支出すべしとする議論があるが之亦疑問なきを得ない。社会政策費の支出も結構である。しかし大衆が現在最も希望してゐることは物価等の安定に依る生活の安定である。現在としては何よりも先ず悪性インフレーションへの顛落を阻止しなければならない。社会政策的支出も結構であるがその為には他に経費節約を図るか或いは経常増税等に依り他の財源を求むべきではあるまいか。ニューデイル的考へ方で公債に俟つのが已むを得ずとすればそれも一方法だが、その場合にも財産税等の歳入に依る国債償還とは別途に起債がなされるべきではあるまいか。かく一徹な主張をするのは、ともすれば陥り易い濫費の弊を怖れるからである。濫費の弊は如何たる名目を以つてしても厳に戒めらるべきである。その為には入るものは入るもの、出るものは出るものと厳格に截別するのが何よりと思はれるからである。

七

財産税等三新税に依る歳入見込額は約一千億円と見積られて居る。この額を以つてしても国債現在高に加へるに將來の賠償負担等を考へると財政需要の面からいへば決して充分とはいへない。或いは必要の最小限度かも知れない。しかし他面明治初年以降昭和二十年迄の租税収入の合計額が約七百十億円程度であることを思へば国民の負担としては決して生易しい額ではない。前述したコルウィン委員会の報告には本税の如き実質的財産税がよく成功し得るか否かは一にかかつて国民がこれを支持するか否かにあるといふことが屢々いはれてゐる。眞にその通りである。国民經濟は今や悪性インフレーションか財産税かの岐路に立つてゐる。各方面よりの忌憚なき批判に依り三法案の完璧を期すことを希ふと共に何とかして悪性インフレーションへの顛落を阻止せんとする努力に対して絶大な支援と協力を與へられんことを切望してやまない。

* 出典・自治研究 (The Study for self-Governing) 第二卷第一号 (昭和二年一月一五日) 所収二頁から一二頁

金融緊急措置等の発動に就て

大蔵大臣 波 澤 敬 三

我が国民経済は遂に悪性「インフレーション」の段階に突入せんとするに至つた。此の事は国民各位が日々の生活に於て痛切に体験せしめて居ることであり、政府としては此処に重大なる措置を断行するの決意を固むるに至つたのである。

斬かる事態となつた経過及其の因由する所に付て今茲に贅言することは差控へるが、例へば日本銀行券の発行高は終戦後急テンポを以て増加し、遂に約六百億円となり前年同期の三倍以上を上廻つた。

斬かる終戦後に於ける通貨の急膨張は多年にわたる戦争に因り我が経済国力が甚大なる消耗を蒙つたのみならず、戦費の調達が専ら公債に依存した結果、各目的には莫大なる購買力を累積し、物資と通貨との関係が戦時中既に著しき不均衡を示して居た時に当り、敗戦に因り莫大なる資源地帯を喪失し、特に食糧事情は逼迫し提供は兎もすれば不振になり、消費者層は買溜めを焦ることとなり、又物価及配給体系の混乱、石炭等の不足及各種生産組織の諸部面に於ける不安定等が相累積し、是等の因子が相互に因となり、果となり、相錯綜して之を激化したものと認められるのである。

而して悪性「インフレーション」の恐るべきことに付ては従前から屢々論ぜられて居たのであるが、従来は我々は之を「ドイツ」なり、或は「ギリシヤ」なりの話として兎もすれば実感の伴はない対岸の火災視して来た観がないで

もなかつた。併し乍ら今や此の問題は我々国民一人一人の毎日の体験の上の切実な問題となつたのであつて、其の恐べきことに付ては今や何等の論議の必要すらも無くなつたのである。

政府としては予ねて終戦後の情勢に対処する財政経済政策として根本的に物資と通貨との均衡を恢復し、通貨物価等の体系及秩序を確立するの素地を造成して我が国財政経済を再建せむと企図し、先づ以て全国民の理解ある協力の下に約千億円に上る財産税等を徴収する為来るべき議会に此等に関する法案を提出すべく万端の準備を整へ來つた次第である。

併しながら日本銀行券の発行高が昨年十一月頃より急激に増加して來たことにも現はれて居る如く悪性「インフレーション」は急激に其の進行の度を加へ來り、現下の趨勢を以てすれば財産税等を徴収し得る時期迄果して社会経済秩序が潰崩せずには持越し得るや否やに付て、多大の危懼を持たざるを得なくなつた。従つて財産税の徴収は根本的対策として断乎之を推進すべきは勿論であるが、此の急激に差迫り來つた当面の危局を切り抜ける為には眞に思ひ切つた而も総合的な非常措置を断行せねばならなくなつたのである。

斬かる情勢の推移に伴ひ昨年末頃より新聞其の他言論界に於て又金融経済界或は学界、政界等の中から此の危局を乗り切る為には資金封鎖の措置を断行すべしとの要望が活発となつて來たのである。然し乍ら、若し此の資金封鎖の措置に出づるに於ては、如何なる手段を盡すも国民の生活は極めて窮屈となり、又正に伸びんとする産業活動も一時停止せられることとなる虞が、多分に存するのである。夫れ故私としては極力斬かる資金封鎖の措置に依らずして何とかして我国経済の再建を期し度いと苦闘を続けて來たのである。然し我国の現状は上述の如く食糧の不安と物価の暴騰等とに依つて、国民生活と産業とは遂に破壊に瀕せんとするに至り、今や一日も放置するを許さざる事態に立ち

至つた。事態此処に至つて、当面國民に多大の窮屈困難を與ふることとならうとも、國民を悪性「インフレーション」の慘禍に投入することは政府として飽く迄も回避すべきことであり、之は又國民諸君もよく了解せられる所であらうと考へるに至つた。此処に於て政府としては社会經濟秩序の崩壊を防止する為己む無く非常の措置を断行するの決意を固めたのである。

即ち現下最大の喫緊事は、食の確保と物価の安定とに依る社会經濟秩序の確立であり、又此の基盤が構成せらるるに非ざれば現下最も必要なる國民勤勞意欲の振起も、産業の積極的活動も望み得ないことに鑑み、食糧緊急対策等に呼応し國民が米麦及び生鮮食料品等の供出及増産に積極的に盡力することを期待しつつ過剩購買力の主要源泉たる既存の現金及預金等の封鎖を行ふと共に物価の安定と新物価体系の形成に凡ゆる努力を傾注することとしたのである。而して現行の五円以上の日本銀行券は之を来る三月七日迄に総て封鎖預金等に預入せしめ、全面的に封鎖することとし唯僅少なる一定金額のみを限つて新券に依る引換を認めることとしたのであるが、此のことは「インフレーション」の進行を顕著に食ひ止める為多大の効果を發揮するものと信ずる。尚本措置実施後に於て新たに造成せられる新券を以てする預金等は謂はば自由預金とも称すべく何等の拘束なく自由に使用せられるものであることは言ふ迄もない。又之と同時に右旧券が無効となる時点を画して國民の財産調査を為し、右調査日を以て財産税等算定の日と予定し、以て財産税等の概算徴収を為し得るの素地を固むることとし、以上一連の綜合施策の結果に依つて故きを棄て新たな日本經濟の積極的活動を期したのである。

今回の通貨、金融、物価及財産調査に関する非常措置の内容は見方に依れば此の位のこととは今日此の時代に当然採るべき措置であるとも謂ひ得やう。たゞ私が此処に強調し度いのは此の措置なくしては悪性「インフレーション」を

防遏出来ぬといふことと此の措置こそは国民全体の自衛手段であるといふことである。之が為には富める者でも国民全体の自衛の為当分の間は全國民一樣なる基準の生活を以て耐へ忍ぶことが絶対に要請されるのである。而して此の故にこそ私は国民各位が政府の今回の措置を全國民の自衛手段として十二分に理解もされ、又自分自身の新生の手段として国民拳つて其の成果を挙げることに万幅の努力を盡されんことを期待するのである。

即ち今後否今日此の現在に於いて、國民に要望せられて居ることは、一つは全國民が敗戦の事實に、又我國經濟力の甚大なる消耗の事實に徹することであり、他の一つは此の認識の上に凡ゆる人、物、土地その他総てのものが其の効用と力とを充分發揮する如くすることである。全國民が食、衣、住其の他身辺に在るものに就て切實に感ずる如く、多年の戦争と敗戦とに依る我が經濟国力の消耗が預金等の巨額なることは反対に極めて甚だしいものであることを痛感するならば、國民は今こそ農村も都市も又右階層を通じ、食、衣、住等凡ゆる面に於て此の窮乏の打開に相互に協力し食糧を中心に乏しきを共に分ち、苦しきを共に耐へ整然たる秩序の下に眞の意味に於て新生面を開くことに協力すべきであらう。又之に依つて始めて快復せられたる社会秩序は、維持安定せられるのである。更に其の乏しきを痛感するに於ては土地も、建物も、機械も、物資も総て之を唯眠れる俥に放置することなく総てに最大の効用を發揮させ之が活用を開始すべきであらう。況んや國民自体は、単なる物品の転売等に依る利潤即ち貨幣的なる価値の増大を追求することなく、各々が自ら其の能力に応じたる勤勞に依つて社会的且実質的なる価値の増進即ち眞の意味に於ける國富の増加を図る義務があると考へる。又其の如く其の効用を發揮し得べき土地も、建物も、機械も、設備も、物資資材も必ずしも乏しくはない。斬かる國民全体の活発なる活動がある處、始めて政府の施策も生彩を帯びることならう。

現下の悪性「インフレーション」は、謂はば国民としての大病である。此の大病を克服する為には相当の荒療治が全体に必要であらう。

全国民諸君。農村と都市と、産業界と金融界と、企業者と勤労者と、将又老幼男女とを問わず、挙げて耐乏と努力とに依つて此の闘病に打ち克ち、以て明朗にして健全なる我国經濟の快復と発展とを期さうではないか。

出典・「財政」第一卷第三号（昭和二年三月号二頁から五頁）所収

金融緊急措置令に付て

四〇二

大蔵大臣官房
文書課長 愛知 揆 一

序

昭和二十一年二月十七日を以て公布施行せられた一連の緊急措置は、亢進せる悪性インフレーションを断乎として防遏し、民政を安定し、戦後日本の再建の第一歩を踏み出すべき素地を固むべく、万已むを得ず採られた一大切開手術とも謂うべき非常の措置であることは、本措置発動に際して渋沢大蔵大臣から委曲をつくして説明せられた通りであるが、私は茲に今回の措置の中軸であり、又今後の我国経済運営の一基準となるべき金融緊急措置令に付て、事務的に若干の解説を試みることにする。固より紙面の制約もあり極めて概括的なるものであるが、多少にても読者のお役に立てば望外の幸である。

凡例

令 金融緊急措置令

則 金融緊急措置令施行規則

告 大蔵省告示

一 既存預金等の封鎖

(一) 先ず金融機関（郵便官署、銀行、信託会社、保険会社、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、地方農業会及市街地信用組合その他貯金の受入を為す組合を謂ふ以下同じ）は昭和二十一年二月十七日現在の左に掲ぐる金融業務上の債務（以下封鎖預金等を称す）に付ては、後記の四乃至八に定むる場合を除いて、原則として其の支払を為す事を得ないのであつて（令一条一項、三条及八条、則一条、此の封鎖預金等は假令後述の封鎖支払即ち現金支払に非ざる、手形、小切手、郵便為替證書等の支払手段を以ての封鎖預金等への払込又は振替の方法に依る支払であつても、特に定められた場合に限るのである。

- (1) 預金（利息を含む）
- (2) 貯金（利息を含む）
- (3) 定期積金給付金
- (4) 金銭信託（受益者配当を含む）
- (5) 恩給金庫に対する寄託金（利息を含む）
- (6) 無盡給付金
- (7) 年金
- (8) 其の他前各号の債務に準ずる債務

(二) 右預金等の中、郵便積立貯金、定期積金給付金及年金に付ては其の解約の場合に於ける返戻金を含む。

二 旧券預入金等の封鎖

(一) 次に右の既存の預金のみならず、旧券又は日本銀行券預入令の封鎖支払指図を以て為された右一の(1)之至(7)の預金、貯金及金銭信託等も封鎖預金等として、同様封鎖せられる(令一条二項、日本銀行券預入令四条三項、同施行規則十二条)。

(二) 更に封鎖支払に基き生じた金融機関の預金其他金融業務上の債務も封鎖預金等と看做され、右と同様封鎖せられる。

三 封鎖支払

(一) 此処に封鎖支払とは一にも言及した通り、手形、小切手、郵便為替證書其他之に準ずる支払手段を以て封鎖預金等への払込又は振替の方法に依る封鎖預金等の支払であつて、此の封鎖支払に使用する手形、小切手、郵便為替證書其他之に準ずる支払指図(以下封鎖小切手等と謂ふ)は左に掲ぐる場合の外は、之が支払又は裏書其他の譲渡を為す事を得ない(令二条二項、則二条及三条)。

- (1) 支払指図人の封鎖預金等と為す為に支払を為すとき
 - (2) 金融機関が取立の目的の為に譲渡するとき
 - (3) 後記八の場合に於いて金融機関に於ける振替決済の方法に依り支払を為すとき
- (二) 封鎖支払を為す場合に於ては、封鎖小切手等の振出人、発行者其他之に準ずる者は次の如き方法に依つて特に

封鎖支払なる旨の表示を為す事が必要である。

(1) 手形、小切手、郵便為替証書其の他之に準すべき書面に依る場合は、其の書面の余白に「封鎖支払」と記載することを要し、

(2) 電信送金為替其の他の書面に依らざる場合は支払を為すべき者に対し封鎖支払なる旨を通知する（則四條）
而して右(1)(2)の場合受取人の氏名及資金の用途を摘記することが必要とされる。

(三) 更に封鎖預金等に基き振出又は発行する封鎖小切手等には其の支払金融機関の認証を受けることが必要で、右の認証は支払銀行に於て其の小切手等の表面余白に㊦の表示を為し之に金融機関の店舗名を記載し代表者其の他之に準ずる責任者が記名捺印する。

(四) 封鎖支払となるべのものに付送金小切手等金融機関が振出又は発行する場合は「封鎖支払」の表示を為す外、自ら認証して㊦の表示をする。

四 封鎖適用除外

左に掲ぐる者の金融機関に対する預金等に付ては之を封鎖預金等として取扱はない（令三條一項）。

- (1) 国又は都道府県其の他地方公共団体
- (2) 金融機関

五 封鎖預金等の現金払

斯く封鎖せられた預金等は右に掲ぐる場合に於いてのみ現金払(三の(一)の封鎖小切手等以外の、制限なき普通の小切手等の封鎖支払に非ざる方法に依るものを含み、以下単に之の現金払と称する)が為されるのであるが、此の場合同一人で数個の通帳を有し、或は又、数個の金融機関と取引ある場合には、夫々全部を合算して考慮せられるものである事は勿論である。又預金等の封鎖は過剩購買力の封鎖を目的とするものであるから、当該封鎖預金等の権利者が、他に自由預金等を有して居る場合等は、封鎖預金等からの支払は抑止されるべきものであらう。

(1) 一世帯に付其の生活資金等に充つる為、毎月世帯主三百円及世帯員一人当百円の割合を以て計算した金額の合計額の範囲内に於て支払を為すとき、但し右金額の限度迄支払を受けなかつた者は二月分を除き其の支払を受けなかつた金額の支払を翌月以降に於ても受け得る(則五条一項一号及同二項)。尚此の支払を受けんとする者は米穀通帳(米穀通帳なき農家等に在りては物資配給通帳とす以下同じ)を呈示して支払の表示を受けることを要する(則九条、告二十八号ノ一)。

尚此の場合必ずしも世帯主名義の預金通帳等から支払ふ必要はなく、同一世帯でさへあれば同世帯員名義の預金通帳等から支払つて差支へない。

(2) 昭和二十一年二月一日以後外国等より引揚げたる本邦人又は本邦よりの引揚者に対して、当該引揚者に携帯輸入又は携帯輸出を認められて居る金額(現在は一般人千円、将校五百円、下士官以下二百円)の限度内に於いて支払を為すとき(則五条一項二号、告二十四号)、此の場合には市区町村長の発行する引揚証明書及び米穀通帳(又は物資配給通帳)を呈示することを要する(告二十八号ノ二)。

尚昭和二十年八月十五日以後本年一月末日迄の引揚者に付ては、左記条件を具へた場合に、則五条一項五号の

被災者としての取扱ひ、一人に付千円迄の自由支払が認められる。

(イ) 引揚証明書(有せざる時は転入先市区町村長の証明書並米穀通帳)及当該地域に、六ヶ月以上居住した事の証明書あること

(ロ) 内地に於て衣料家具等の生活必需品を有せざるものなることの町内会長、市区町村長等の証明書並生必日用物資購入計画内訳書の添附あること

(ハ) 引揚者と同一世帯に属する者の預金からの引出なること

(3) 給与支払簿其の他之に準ずる書類の呈示ありたる場合に給料、賃金、手当其の他定期的給与の支払資金の為に支払を為すとき、但し月額五百円を超える給与を要する者があるときは其の者に付ては月額五百円(分類所得税、健康保険料、船員保険保険料、厚生年金保険保険料を除く)として計算する(則五条一項三号 告二十八号ノ三)。

此の場合二以上の者より給与を受くる者に付ては之を合算した金額に依つて計算する。この場合五百円とは給与の支給を受ける者に付個人別に計算し、又日給其の他月単位に依らないものは月額に引直した金額に依ることとなる。

(4) 事業者に対して其の事業の本来の業務を遂行する為に必要な通信費、交通費其の他の事務用雑費(寄附金、交際費、機密費等含まず)の支払を為すとき、此の支払を受けんとする者は其の事務費の明細書を呈示することを要する(則五条一項四号、告二十八号ノ四)。

(5) 被災者に対し衣料家具其の他生活必需品の購入代金の支払の為、一人に付千円を超えざる限度に於て支払を為すとき、但し一世帯に付五千円を超えることを得ない。此の支払を受けんとする者は罹災証明書及米穀通帳(又

は物資配給通帳)、生必物資購入計画内訳書を呈することを要する(則五条一項五号、告二十八号ノ五)。

(6) 所得に付、税務署長が発行する証明書の呈示が為された場合に、大蔵大臣指定の個人事業者、医師、弁護士、其の他自由職業者等定期的給与を受けない者の生活費に充つる為、第一号の金額の外に五百円を限つて支払を為すとき(則五条一項六号)。

(7) 結婚費又は葬祭費の支払の為、千円を超えざる限度に於いて支払を為すとき、此の支払を受けんとする者は媒酌人連署の証明書又は死亡診断書及び米穀通帳(又は物資配給通帳)を呈示することを要する(則五条一項七号、告二十八号ノ六)。

この場合封鎖預金等の権利者の名義に關しては(1)に準ずる。

(8) 世帯を異にする学生又は生徒に対する教育費の為、一人に付毎月百五十円を超えざる限度に於いて支払を為すとき、此の支払を受けんとする者は当該学校の在学証明書及米穀通帳等を呈示することを要する(則五条一項八号、告二十八号ノ七)。

この場合封鎖預金等の権利者の名義に關しては(1)に準ずる。

(9) 町内会部落会に対し其の正規の事業遂行上必要なる資金の支払を為すとき(則六条一項九号、告二十八号ノ八)。

(10) 衆議院議員候補者に付て其の選挙費の支払の為法定選挙費用の金額を超えざる程度に於いて支払を為すとき、但し此の場合には衆議院議員選挙法に定める支払責任者は同法に依る報告を為すことを要する(則五条一項十号、告二十八号ノ九)。

この場合他人名義の預金通帳等から支払つて差支へない。

(11) 大蔵大臣の指定する已むことを得ざる用途に充つる為、必要な資金の支払を為すとき（則五条一項十一号）。
右に依り大蔵大臣の指定したものは左の場合である。（告三二十五号）。

(イ) 勅令に依り組織せられた共済組合（事業会社等の共済会を含まず）に対し年金給付金支払を為すとき

(ハ) 連合国軍隊の駐屯に伴ふ経費の支払に充つる為、政府の指示に基き日本銀行其他政府の指定する銀行に特別の口座を設け日本銀行仮勅定より資金の交付を受けたる者が当該資金の支払を為すとき

(ニ) 通勤に必要な定期乗車券の購入資金の支払を為すとき、此の場合には通勤先の定期乗車券購入証明書と米穀通帳（又は物資配給通帳）を呈示することを要する。

(三) 1 自由支払に依りて為すべき株式会社出資若は相互会社の基金に対する配当金、残余財産分配金及合併若は減資に依る交付金の支払又は社債、特殊法人債券の元本の償還、利息の支払を為すとき

(ホ) 已むことを得ざる自由ある場合に大蔵大臣の許可を受けたる者に其の所要資金の支払を為すとき

この場合は適宜の様式の許可申請書を必要な資料と共に封鎖預金等の預け先である金融機関の店舗を経由して提出することになる。

右（イ）及び（ニ）の場合其の預金等の権利者の名義に関しては(1)に準ずる。

六 封鎖預金等の封鎖支払の方法に依る支払

金融機関は左に掲ぐる場合に於いては、封鎖支払の方法に依つて封鎖預金等の支払を為し得る（則六条）。

- (1) 前記の月額五百円を超える給料、賃金、手当、賞与其の他の定期的給与の支払資金の支払を為すとき（則六条一号）
- (2) 退職金其の他臨時的給与の支払資金の支払を為すとき（則六条一号）
この場合は当該金額全額封鎖支払になる。
- (3) 昭和二十一年二月十六日以前に発生した債務（封鎖預金等を除く）
（金融機関に対する債務のみならず個人間の債務等をも含む）の元本又は利息の支払の為、必要なる資金の支払を為すとき（則六条二号）
- (3)ノ2 二月十七日以後生じた金融機関、証券引受会社又はビル・ブローカーに対する債務の元本又は利息の支払を為すとき、但し、三月八日以後新たに生じた当該債務者の封鎖預金等の金額を越ゆることを得ない。
- (4) 郵便積立貯金、定期積金掛金、無盡掛金、保険料又は年金掛金の支払の為、必要なる資金の支払を為すとき（則六条三号）
- (5) 家賃、地代又は事業用若は農業用の施設の賃借料の支払の為、必要なる資金の支払を為すとき（則六条四号）
- (5)ノ2 医師、病院等の医療費又は弁護士、計理士の報酬若は手数料の支払請求書の呈示が為された時に、当該医療費又は報酬若は手数料の支払を為すとき（則六条五号ノ二）。
- (6) 左に掲ぐる使途に充つる為必要な費用であつて大蔵大臣の定むる基準に依り認められた金額（告二十六号）の支払を為すとき、但し此の支払を受けんとする者は当該原材料、施設又は運送其の他の用役（サービス）が必要にして且公認価格に依る入手の確実なることを証するに足る書類を呈示することを要する（則六条五号）。

(イ) 事業の本来の業務遂行上、必要な住宅、農業用建物、工具其の他の建物の修繕又は建設の為必要な建築材料其の他の材料の購入

(ロ) 公認せられた平和産業の業務の遂行又は平和産業への転換に必要な原材料、施設又は用役の入手、この場合産業とは工業、鑛業等のみならず、商業、交通業、証券業者等をも含み廣く事業と同趣旨に解する。又「公認せられたる平和産業の業務の遂行の為」とは設備資金のみならず、運転資金をも含む。又証券業者やビルブローカーの業務上必要な資金は必要な運転資金と認める。

(7) 大蔵大臣の指定する已むことの得ざる使途に充つる為、必要な資金の支払を為すとき(則六条六号) 右に依り大蔵大臣に指定したるものは左の場合である(告二十七号)。

(イ) 大蔵大臣の定むる所に依り閉鎖機関が封鎖預金等の支払を為すとき、又は閉鎖機関等に対し封鎖預金等の支払を為すとき

(イ) の 2 供託金の供託の為支払を為す時及公の競売手続に於て競売、入札の保証金、競落、入札代金の支払を為すとき

(ロ) 国債、地方債、社債等の償還を受けた資金を以て当該債券の乗換応募を為すとき

(ロ) の 2 勅令を以て組織せられたる共済組合又は健康保険組合の組合員に対する年金給付以外の給付の支払を為すとき

(ハ) 昭和二十一年二月十七日に存する株式又は出資の払込を為すとき

(ニ) 疎開家族其の他世帯を異にする被扶養者の生活費等の送金をする為、市区町村長の証明書其の他公の証明

書の呈示を受け支払を為すとき、但し前記五の(1)に依り計算した金額の六月分相当額を超えることを得ない。

(二)の2 学生等の三百円以上の授業料の三百円以上の部分の支払を為すとき

(ホ) 戦災者建物疎開を命ぜられた者、引揚者の住宅購入、建築、修繕等の資金の支払を為すとき、但し五千円を超えることを得ない。

(ホ)ノ2 二月十七日現に存する公債、社債、特殊法人の債券等の買入、株式、出資証券の買入資金の支払を為すとき

(ホ)ノ3 二月十七日以前に法人の設立、増資又は社債、金庫債、営団債の発行に付て法令に基く許認可を受けた場合に、其の法人株式、出資、社債等の払込の為に必要資金の支払を為すとき

(ホ)ノ4 封鎖支払に依りて為すべき株式出資、若は相互会社の基金に対する配当金、残余財産の分配金及合併若は減資に依る交付金の支払又は社債、特殊法人債券の元本の償還、利息の支払を為すとき

(ホ)ノ5 事業者が自己の他の営業所、工場其の他事業所名義の預貯金を為す為支払を為すとき

(ホ)の6 事業者が其の代理人名義の預貯金と為す為、之に対し事業者の代理人が其の事業者名義の預貯金と為す為之に対し、支払を為すとき

(ハ) 已むことを得ない事由ある場合に大蔵大臣の許可を受けたる者に其の所用資金の支払を為すとき

この場合は適宜の様式の許可申請書を必要な資料と共に封鎖預金等の預け先である金融機関の店舗を経由して提出することとなる。

七 封鎖預金等に依る公租公課等の支払

金融機関は国又は都道府県其の他地方公共団体に対する公租公課其の他之に準ずる債務の支払資金は封鎖預金等の債権者の選択に従ひ、現金支払、現金以外の封鎖支払に非ざる支払又は小切手若は郵便為替証書を以てする封鎖支払の何れの方法に依つても封鎖預金等の支払を為すことを得、但し大蔵大臣の指定する場合を除く外左の国税の支払の爲には之を支払ふことを得ない（則七条）。

(1) 昭和二十一年三月三日以後に於いて所得税法第七十二条の規定に依り徴収する分類所得税、但し給与其の他の所得の支払の際封鎖支払以外の方法により徴収したものに限る。

(2) 昭和二十一年三月三日以後に於て所得税法第百六条の規定に依り徴収する綜合所得税、但し利子其の他の所得の支払の際封鎖支払以外の方法により徴収したものに限る。

(3) 昭和二十一年三月三日以後に於いて納税義務の発生する通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、入場税及び特別入場税

八 封鎖預金等の振替

封鎖預金等は左の場合に於ては金融機関に於ける振替決済の方法に依り之が支払を為すことを得る（則十条）

(1) 金融機関の同一店舗に対し自己名義の他種預金、貯金又は金銭信託と為すとき

(2) 名義人の住所変更ありたる場合に、金融機関の他の店舗に対し自己名義の預金、貯金又は金銭信託と為すとき

(3) 金融機関の他の店舗に対し同店舗に現に存する自己名義の預金、貯金又は金銭信託に集中するとき

九ノ一 金銭債務、債券等元利等の封鎖支払に依る弁済

(一) 金銭債務の封鎖支払に依る弁済（則十三条ノ二）

左の如き金銭債務の弁済は必ず封鎖支払で為し、債権者は之を拒み得ない。

(1) 月額五百円（分類所得税、健康保険保険料、船員保険保険料、厚生年金保険保険料を含まず）以上の給料等定期的給与の債務で、五百円以上の部分の支払及び慰労金等臨時的給与の債務の支払を為すとき

(2) 二月十七日現在の既存の勸業債券、貯蓄債券、報邦債券、割増定期預金、福券等其の他の証券の割増金、当籤金の債務の支払を為すとき、但し二月十七日以後のものは新券で支払ふ。

(3) 事業者（金融機関を除く）が従業者より旧券又は封鎖支払で受入れた預り金等の債務の支払を為すとき、従つて従業者は封鎖支払で受けて自分の預金とし、之を現金化することになる。

(4) 農業会が三月三日以後に支払ふ米等の供出代金の二分の一に相当する債務の支払を為すとき

(5) 則六条二号乃至六号の規定に依り封鎖支払の方法で、封鎖預金等の支払を受けた者が、其の使途の為及び金額の範囲内で債務の支払を為すとき

(6) 其の他大蔵大臣の指定する金銭債務の弁済を為すとき

(二) 封鎖払込の国債其の他の証券の元利等の封鎖支払に依る弁済（則十三条ノ三）二月十七日以前のもものは封鎖支払となつてゐるが（令四条）、其の後のものでも左の場合は封鎖支払に依らねばならぬ。

- (1) 二月十七日以後発行の公債、社債、金庫債、営団債等で自由支払でない方法に依つて払込んだものにつき其の元本の償還及利息の支払を為すとき
 - (2) 二月十七日以後発行の株式、出資又は相互会社の基金で自由支払でない方法に依つて払込んだものに付、其の配当金、残余財産分配金、及合併又は減資に因る交付金の支払を為すとき
 - (3) 二月十七日以後成立した保険契約で保険料を自由支払でない方法に依つて払込んだものに付、その保険金（解約返戻金を含む）の支払を為すとき
- (十二) 金融機関の債務の封鎖支払に依る弁済（則十三条ノ四）
- 金融機関が金融業務上の債務以外の債務を弁済する場合には、左の場合を除く外封鎖支払でなすことを要する。
- (1) 則五条一項二号乃至四号、若は十一号、又は則七条に規定する用途に充つる為債務の弁済を為すとき
 - (2) 金融業務以外の業務に関し大蔵大臣の定める基準に依つて債務の弁済を為すとき

九ノ二 封鎖預金等の証明書類及表示

封鎖預金等の現金払又は封鎖支払の際に於ける証明書類、或は封鎖小切手等の表示方法に付ては、既に各々の箇所で言及したが左に詳細を一括して参考の為述べて置く。

- (一) 五の(1)の場合（則五条一項一号）
- (1) 米穀通帳には一定様式の附箋を貼付し、之に金融機関の割印をすると共に当該店舗名を附記する。
 - (2) 支払をした表示は「何月分」、「金額何円」、及支払を為したる店舗名を記入する

(3) 米穀通帳以外のものを証明書類として使用する場合は通帳等を特定して、市区町村長の公の証明を受ける必要がある。

(二) 五の(2)及(5)の場合(則五条一項二号及び五号)

引揚者又は戦災者の為に支払をしたときは、引揚証明書又は罹災証明書に支払金額、支払年月日及支払店舗名を記入する。

(三) 五に記入された則五条第一項関係の其の他のものも大体右に準ずる。

(四) 七の公租公課の為支払をしたときは(二)に準ずる。

(五) 六の封鎖支払の場合に於ては証明書類の呈示は原則として五及七の場合に準じ、之等より若干緩和して差支へないが少なくとも誓約書等を呈示する必要がある。

(六) 封鎖預金等の支払請求書等の記載事項

以上の各場合を通じ、小切手、普通預金払戻請求書其の他の預金支払請求書には表面又は裏面余白に、資金の使途及金額算出の基礎となるべき事項を簡単に記載する必要がある。

十 世 帯 の 意 義 (則八条)

(一) 世帯とは戸主及之と同居する家族、使用人其の他の者にして生計を同じくするものを謂ひ「使用人其の他の者」とは女中、書生、其の他戸籍を異にする者でも、同居者は之を包含する。

(二) 戸主と同居せざる家族にして独立の生計を営む者(疎開して生活する者を含む)は其の生計の単位毎に之を世

帯と看做し其の中の一人を戸主と看做す。

(三) アパート、下宿等の下宿人で実質上独立の生計を営む者と認められる者は米穀通帳等に拘はらず別個の世帯と看做す。

世帯に於て戸主を世帯主、世帯主以外の者を世帯員と称する。

十一 既存の国債其の他の証券の元利の封鎖

(一) 昭和二十一年二月十七日現在の既存の国債、地方債、社債及び金庫債等会社でない特別法人の発行する債券の元本の償還及利息の支払は、封鎖支払の方法に依り之を封鎖預金等へ預入すること要する（令四条一項、則十一条）。

(二) 昭和二十一年二月十七日現在の既存の株式、出資又は相互会社の基金に対する配当金、残余財産の分配金及合併又は投資に因る交付金並に保険契約に基く保険金の支払も封鎖支払の方法に依ることを要する。但し後述の自由支払の方法に依つて為された株式など払込金額又は保険料等に相当する金額の割合に依り算出した金額を除く（令四条二項則十一条）。

(三) 尚小額国債貯蓄債券及報国債券の売却代金も、封鎖支払の方法に依り支払はれ、封鎖される。

十二 封鎖預金の債権の譲渡及担保提供の制限

封鎖預金等の債権は上述の所に依り之が支払を受け得る使途の為、其の支払を受け得る場合の外、之の譲渡し又は

担保に供することを得不い（令五条則十二条）。

十三 資金融通の制限

金融機関、証券引受会社及ビルブローカーは上述の所に依り、封鎖預金等の支払を為し得る場合に限り、現金又は封鎖支払等夫々所定の支払方法に依り、資金の融通（資金の貸付、手形の割引及当座貸越を謂ふ）を為すことを得る。但し大蔵大臣の指定する国税の支払の為、必要なる資金は之を融通することを得不い（令五条則十三条）。

十四 金銭債務の弁済方法及資金の保有方法の制限

大蔵大臣は金銭債務の弁済を封鎖支払を以て為すべきことを命じ、又は資金の保有方法に付て必要なる命令を為すことを得る（令七条）。

十五 封鎖預金等の利息

封鎖預金等に付ては左の利息を附ける。但し大蔵大臣の指定する封鎖預金等に付ては大蔵大臣の別に定むる利息を附ける（令九条三項、則十四条）

- (1) 約定利息あるものに付ては当該約定利息
- (2) 支払期限を経過したる預金、貯金又は恩給金庫に対する寄託金に付ては其の期限迄に附したる利息の割合に依る利息

(3) 契約期限を経過したる金銭信託に付ては、最終の受益者配当の割合に依る利息

尚右に依り左の如く利息が指定されて居る(告三十四号)。

(イ) 支払期限を経過せる郵便積立貯金及支払の確定せる郵便年金に在りては、郵便普通貯金の利息

(ロ) 給付の確定せる定期積金給付金、無盡給付金及支払確定せる郵便年金以外の年金に在りては日歩五厘の割合に依る利息

(ハ) 別段預金其他之に準ずるものにして、利息の定めなきものに在りては日歩五厘の割合に依る利息

十六 封鎖預金等の時効

支払禁止の解除前に時効期限の満了する封鎖預金等に付ては、支払禁止解除後一月内は時効が完成しない(令九条三項)。

十七 政府に於ける取扱

政府を始め都道府県市町村等の歳出金等の支払は、職員、官業労務者の給与、買入代金の支払、機密費等総て法人及個人と同様に取扱はれる(昭、二二、二、一九、閣議決定)。

十八 自由預金

(二) 本件施行後に於て、新券又は普通小切手為替等封鎖支払に非ざる支払方法(自由支払と謂ふ)に依つて設定せ

られた預金等は其の支払に付ては何等の拘束を受けず全く自由である（則十六條）。

(二) 昭和二十一年二月十七日に存する郵便積立貯金、定期積金、無盡給付金及年金であつても、自由支払の方法に依つて払込まれた金額に相当する部分は、封鎖預金等に含まれず自由に新券を以て支払を受け得る（則一條三項）。

この封鎖預金等と自由預金等とは別個の帳簿及通帳を使用するか、又は同一の帳簿及通帳を使用する場合には、残高を二種として記載すると共に、適當なる表示を為す等、両者の区分を明確にすることが必要である。

十九 他の法令との關係

本券は企業整備資金措置法其の他の法令に依る制度又は禁止の適用ある場合に於ても、之を適用する。但し他の法令に依る制限又は禁止が、本件に依る制限又は禁止よりも重いとときは当該重い制限又は禁止に依る（令十條）。

二十 罰 則

(一) 本件の適要を受くる者は何等の名義を以てするを問はず、本件に依る制限又は禁止を免るゝ行為を為すことを得ない（則十七條）。

(二) 本件に依る制限若し禁止又は命令に違反した場合には、其の行為者を三年以下の懲役又は一万円以下の罰金刑に処する（令十一條）。

(三) 法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の従業員が、其の法人又は人の業務に関し、違反行為を為したときは、行為者を罰する外、其の法人又は人に対し亦同様の罰金刑を科する（令十二條）。

二十一 封鎖の期間

封鎖の期間は定められない。此の封鎖が続けられるか否かは、此の措置に依り社会経済情勢が安定し所期の目的を達するか否かに懸る次第である。

二十二 施行

本件は昭和二十一年二月十七日より之を施行する。

(備考) 尚昭和二十一年三月三日以降に於いて現金等の支払を受くる場合には其の現金通帳等を財産調査の取扱金融機関又は税務署に呈示して、申告済の証を受けて置く必要がある(臨時財産調査令八条、九条、則八条、九条、十条)。
(本稿は昭和二十一年三月九日現在にて記す)。

出典・「財政」第一卷第三号(昭和二十一年三月号)六頁から一七頁所収

日本銀行券預入令に就て

銀行局
銀行課長 河野通一

(一) 目的

昭和二十一年勅令第八十四号、日本銀行券預入令は同年勅令第八十三号金融緊急措置令と相俟つて資金面よりのインフレーション対策の一環を為すものである。即ち金融緊急措置令は現下に於ける過剩購買力の急激なる顯現傾向に鑑み、之を阻止する為預金等を封鎖し新なる基盤の下に資金使用の適正を確保せんとするものである。本令は之と相呼応し現存過剩通貨を徹底的に吸収し之を封鎖することを眼目としてゐる。即ち本令は本令施行の時（昭和二十一年二月十七日）に現に流通する通貨の徹底的なる回収を図り、其の大部分を封鎖することに依り通貨量を激減せしめ、以て新なる通貨流通水準の下に金融緊急措置令が通貨の質的量的なる統制を行ひ、過剩購買力の完全なる封鎖と事業及生計資金の適正化を図ることを可能ならしむるのである。

尚ほ亦本令は通貨の封鎖を行ふことに依つて昭和二十一年勅令第八十五号臨時財産調査令に依る財産の捕捉を容易ならしむる効果をも併有するのである。

(二) 構成

本令は昭和二十一年勅令第九十号「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」同年大蔵省令第十三号日本銀行券預入令施行規

則、同年大蔵省告示第二十三号、同年二十七号等の一連の法令に依り補足せられ、以て其の全貌を明示するのであるが、今之を大観するに次の如き構成を有するものと言ひ得やう。即ち第一は本令施行の際現に流通する一定の銀行券（旧券）の回収封鎖並びに之と新券との引換の問題であり、第二は旧券の身代りとも言ふべき地位を占むる手形、小切手等（封鎖支払指図）の取扱の問題であり、兩者相俟つて本令の眼目たる現存過剰通貨の吸収並びに封鎖方策の实体を成す。次に強制通用力を喪失せる旧券に関し、其の授受の禁止と発行高の調整との二問題があり、最後に罰則に関する諸規定があつて本令の実効を確保してゐる。

以上節を分つて順次之を説明することとするが、引用法令並びに以下の記述に於て金融機関とあるは「郵便官署、銀行、信託会社、無盡会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会及市街地信用組合其他貯金ノ受入ヲ為ス組合」（日本銀行券預入令第六條、尚ほ本令は以下令と略称す）を意味するものであり、此の中心「貯金ノ受入ヲ為ス組合」とは金融緊急措置令第八條のそれと同じ意味である。

（三） 現行日本銀行券（旧券）の失効

本令施行の際発行高六百億円を越ゆる日本銀行券に顕現せる過剰購買力を吸収、封鎖することは本令の目的であり、悪性インフレーション阻止の不可欠の前提を成すものであるが、此の目的の爲本令は先づ第一条に於て、本令施行の際現に流通する五円券、十円券、二十円券、百円券、二百円券及千円券（日本銀行券預入令施行規則第一条、以下本省令を規則と略称す）の各日本銀行券（以下旧券と称す）は昭和二十一年三月二日（規則第二条）を以て強制通用の効力を失ふべきことを定めた。かくて旧券は三月三日以後所謂法貨として一切の取引に無制限に通用するの効力

を失ふことゝなるのであるが、此の場合に於て唯一の例外として三月三日以後一定の期限迄に金融機関へ持参し預金、貯金又は金銭信託と為す場合に限り旧券は尚ほ有効なるものと看做されるのである。

(四) 旧券の封鎖預金化

旧券を所持してゐるものは昭和二十一年三月七日(規則第三条第一項本文)迄に之を金融機関に対する預金、貯金又は金銭信託としなければならぬ(令第二条第一項)。而して之等預金等は第四条第三項の規定に依り金融緊急措置令に規定する封鎖預金等と看做され、同令の適用を受けることゝなる(同条第二項)。同様に三月二日以前に於て旧券を以て為したる預金其の他左に掲ぐる金融機関への債権(規則第十二条)も金融緊急措置令に規定する封鎖預金等と看做される(令第四条第三項)。

- (一) 預金(利息を含む)
- (二) 貯金(利息を含む)
- (三) 定期積金給付金
- (四) 金銭信託(受益者配当を含む)
- (五) 恩給金庫に対する寄託金(利息を含む)
- (六) 無盡給付金
- (七) 年金

(尚ほ右第二号、第三号、第六号及第七号に掲ぐる旧券には解約の場合に於ける返戻金を含む)

此処に之等の預金等は金融緊急措置令に依つて封鎖され旧券に顕現せる過剩購買力はすべて封鎖されることとなるのである。

前述の如く七日迄は金融機関に預入れられざる旧券は最早全く使用不可能となるのであるが、唯例外として拾得物又は遺失物たる旧券、刑事事件に付押収又は領置せられた旧券、三月八日以後本邦に帰着せる艦船の船用金及乗組員の所持金たる旧券、閉鎖機関内にある旧券等に付ては預入期限の延長が認められてゐる（規則第三条第一項但書、告示第九十九号）。之等の場合は官報其の他の方法に依つて一般に周知徹底を図ることになつてゐる（規則同条第二項）。尚ほ右の預金等を為し得る期限（三月七日）が旧券の強制通用力を失ふ日（三月二日）より若干日後に定められたのは、後述の如く新券が二月二十五日以後発行さるゝこととなるも夫れは主として旧券が無効となる日即ち三月三日の直後に使用さるゝ準備として一定金額に限定せられ、三月二日迄は一般の經濟取引は原則として旧券を以て行はれるから、三月三日以後に於ても旧券の預入を認めないと三月二日に預入が殺到し金融機関が其の煩に耐へざるのみならず、三月二日夜半迄營業を續けて受入れたる旧券に付ては是非とも三日以後に於ても預入を認むる必要があるからである。

（五） 新旧券の引換（旧券預入に依る新券支払）

旧券は三月二日を以て強制通用力を失ひ、しかも後述する如く臨時財産調査令との關係上三月二日以前に於ては金融機関は原則として旧券に依り支払を為すこととされてゐるから（規則第十五条）、主として三月三日直後に於て使用する目的の為に一定額を限り旧券と新券の引換を認むる必要がある。之本令第二条第二項を設くる所以であつて同項

は之を旧券預入に依る新券支払と言ふ形で認めたのである。

旧券を所持する者は二月二十五日より三月七日迄の期間（規則第五条）内に令第三条に列挙せらるゝ金融機関へ旧券を持参すれば、該金融機関は日本銀行に代り日本銀行の勘定に於て一旦預金として之を預るのであるが、其の場合預金者は預入と同時に其の場で一定の金額を限り新券の支払を請求することが出来る（令第二条第二項）。此の請求を受けた場合日本銀行に代り預金を受入れる金融機関は直ちに新券による支払に應じなければならぬ（同条第三項）。之に依つて旧券を所持する者は新券との引換を受けるわけである。

此処に所謂新券とは其の製造能力の關係等から昭和二十一年二月大蔵省告示第二十三号を以て公示せられた新様式の十円券及百円券の二種類の日本銀行券に限られるのであるが、更に之等二種類の新券も同様の事情から、予想される引換要求額の全額を満すに足らぬことゝ考へられるので、昭和二十一年勅令第九十号「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」に依り一定の証紙を貼附せる券面額十円及百円の旧券が新券と看做されることゝ定められ、引換の大部分は之に依つて行はるゝこととなつてゐる。尚ほ又前述の事情から同令第一条は十円券、百円券の外二十円券、二百円券及千円券の各日本銀行券についても旧券に一定の証紙を貼附したものを一定の日迄新券と看做し、暫定的に之を新券として通用せしむることとしてゐるが、之等は新券の準備の間に合はぬ為一時の便法として用ひられたものであるから新券の印刷出来に應じ日本銀行券から回収されることは勿論である。

更に引換の為預入さるゝ旧券中には五円券が含まれてゐるのに対し引換交付される新券は十円券との二種に限られるので、引換の為預入せらるゝ五円券は之を偶数とすることを要し、若し旧五円券一枚が残れる場合には之を金融機関への預金、貯金又は金銭信託とする必要がある。

次に所謂新旧券の引換金額は場合に依り異り次の如く定められてゐる（規則第七条乃至第九条）

(一) 一般個人は世帯主、世帯員共一人に付き一律百円（規則第七条第一号）

(二) 金融機関は三月三日以後金融業務上必要とする金額（同条第二号）

旧券が有効なる間は金融機関の金融業務上の支払は総て旧券を以て行はれる（規則第十五条）為その間は新券を必要とせぬのである。

(四) 昭和二十一年二月一日以後帰国せる引揚邦人及外国其他大蔵大臣の指定する地域へ引揚げる者（規則第六条第二項、昭和二十一年大蔵省告示第二十四号参照）は右（一）の金額の外適法に携帯輸入又は輸出を為し得る通貨の金額の範囲内（規則第八条本文）

現在は引揚邦人は一般人千円、将校五百円、下士官以下二百円又本邦より引揚げる朝鮮人、中華民国人等は千円と定められてゐる。

尚ほ之等の者が金融緊急措置令施行規則第五条第一項第二号の規定に依り預金等の支払を受けた時は二重に新券の支払を受けることを防ぐ為其の額を控除した金額を限度とする（同条但書）。

(五) 其他

已むを得ぬ事情ある者に付ては必要に応じ大蔵大臣が限度を定め之を公示する（規則第九条）。例へば旅行中に三月三日を迎へた旅行者（告示第四十号、三間八日以後帰国せる船員（告示第百号）の所持する旧券に付一定限度の引換が認められる。

斬くの如く金額が限定せられてゐるから二重引換を防止する為引換を請求せんとする者は米穀通帳（農家等に於て

は其の他の物資配給通帳) 引揚証明書等正当に引換を請求し得ることを証明する大蔵大臣の指定する書類(大蔵省告示第九十一号参照)を引換金融機関に呈示し、支払を受くれば之に割印を受ける等支払済の証明を受くることを要する(規則第十条)。

尚ほ公共団体、事業会社等の引換金額に付ては別に規定が存在せぬから三月七日迄に一旦全部の旧券を金融機関へ預入せねばならぬのであつて、之等事業者は三月三日以後は一般預金等の払戻に依り必要な新券を手に入れることゝなる訳である。

前述の如く新旧券の引換機関は原則として二月二十五日より三月七日に至る間であるが、之にも亦次の様に例外の場合がある(規則第六条)。尚ほ此の期間の終期を旧券が無効となる日より若干日後に定められた理由に付ては旧券の預入期限に付き説明せる処と同様である。

(一) 金融機関(規則第六条第一項)

金融機関は三月七日迄旧券に依り預金等を受入れるのであるから、其の金融機関が受入れた旧券を日本銀行へ預入し引換を受け得る期間を与へる必要があるの之に二日間の猶予を置き三月九日迄と定められてゐる。只前述の如く例外的に預入の最終日が延長せられたる場合は、之に依り其の日から更に二日間を限り三月八日以後受入れた旧券の引換を請求することが出来る。

(二) 引揚邦人(規則第六条第二項)

外国其の他昭和二十一年大蔵省告示第二十四号を以て大蔵大臣の指定する地域からの引揚邦人に付ては本邦に到着した日から一ヶ月間の引換期間が認められる。

(三) 其の他 (規則第六條第三項)

已むを得ざる特別の事情のある者に付ては特に大蔵大臣の指定する日迄引換を請求することが出来る。例へば三月八日以後外国其の他右(一)の地域から本邦の港灣に帰着した艦船の乗組員の所持する旧券に付ては、到着の日より二週間内に引換を請求することが出来る(告示第百号)。

終りに第三條は日本銀行の店舗の不足を補ひ比較的短期間に円滑に引換を行ふ為に郵便局、銀行、市町村農業会及市街地信用組合を活用し日本銀行に代り引換事務を取扱はしむることとしたのであるが、之等の金融機関は此の引換事務を日本銀行の勘定に於て行ふのであるから、旧券が其の窓口に入った場合は日本銀行券の還収となり、新券が支払はれた場合は其の発行となる訳である。

尚ほ之等金融機関が日本銀行に代り引換事務を取扱ふ為に必要な事項例へば手数料に関する事項等は、大蔵大臣が定めることとなつてゐる(令第三條第二項)。

(六) 旧券に依る小切手等(封鎖支払指図)の取扱

前述の如く旧券は一定期限迄に回収封鎖されるのであるが、旧券の身代りとも言ふべき地位を占むる手形、小切手等は過去の過剩購買力の一態容であるから之をも封鎖せねば旧券に顕現せる過剩購買力封鎖の目的は十分に達成されぬこととなる。之第四條の規定を設けた所以である。

金融機関が振出す手形、小切手、郵便局の発行する郵便為替証書にして旧券の受入に依り発行されたもの、即ち後に説明する如く「封鎖不要」の表示の無いもの、及び旧券を以て金融機関へ払込まれ金融機関が債務者となる電信

送金を替、当座振込其の他之に準ずる支払指図（封鎖支払指図と言ふ）は旧券が無効となる以前即ち三月二日迄は旧券を以て支払ふことは自由であるが、新券では支払ふことが出来ない（令第四条第一項、規則第十一条第一項）。三月二日迄に旧券に依る支払を受けなかつた之等の封鎖支払指図及公共団体の振出した小切手等は延滞なく金融機関への預金、貯金又は金銭信託とせねばならぬ（令第四条第二項、規則第十一条第二項）。而して其の預金、貯金、金銭信託は勿論のこと三月二日迄に之等の封鎖支払指図を金融機関に振込むことに依つて生じた預金其の他金融業務上の債權にして不令施行規則第十二条に列举せらるゝもの（前述四一四頁参照）も亦封鎖預金等と看做され（令第四条第三項）、金融緊急措置令の適用を受けることとなるから、旧券が之等の封鎖支払指図の形を取ることに依り封鎖を免れ新券に転化する如き事も総て防止されることとなるのである。

以上述べたる如く旧券を受入れて金融機関の振出し又は発行する手形、小切手又は郵便為替証書（封鎖支払指図）は封鎖せらるゝが、封鎖支払指図なりや否やは支払を為す金融機関には不明であるから、大体に於て新券旧券の両者の通用してゐる期間即ち二月二十五日より三月三日迄（規則第十三条）は旧券の受入以外の対価を以て振出又は発行する手形、小切手及郵便為替証書には之等の表面余白に「封鎖不要」と記載し金融期間の代表者又は代理人が記名捺印することに依り（規則第十四条）、支払金融機関に封鎖の要否を明らかにさせることとしてゐる。而して右の表示の濫用さるべからざるは勿論であつて、旧券の受入に依り振出し又は発行せられたる之等の支払指図には金融機関が此の表示を為すことは厳禁せられてゐる（令第四条第五項）。又電信送金を為す場合は別に証書が発行されぬから、旧券を受入れて送金を取扱ふ金融機関より支払金融機関宛て打たるゝ電信に旧券を対価としたる旨を併せて通知すべきこととしてゐる（規則第十一条第二項）。

尚ほ旧券と新券とを取混せて取組んだ手形、小切手、郵便為替証書等は一括して旧券を以て取組んだものとして取扱はれ、新券に依る支払は禁止される。

最後に念の為附言するに、金融機関以外の者を債務者とする手形、小切手等の取扱は第四条の規定する所ではない。之等はその支払を為す為債務者より、其の債務者に属する封鎖預金等の支払請求ありたる場合に於て金融緊急措置令施行規則第五条、第六条等の規定の適用を受くることとなるのである。

(七) 旧券取引の禁止

前述せる如く三月三日以後に於ては旧券は、金融機関に対する預金貯金又は金銭信託とする場合及び新券と引換らるゝ場合の外強制通用力を失ひ、所謂法貨として取引一切に無制限に通用する効力を喪失するのであるが、その俟放置する時は回収漏れとなつた旧券が社会の一部に私的信用を背景として取引決済手段として流通する如き事態が惹起せぬやも測り知れぬ。かくては本令制定の趣旨に反することとなるから、第七条は昭和二十一年三月二日以後右の例外的に強制通用力を認めらるゝ場合を除く外旧券の授受を禁止したのである。

(八) 旧券の発行高の整理

先の述べし如く一定期日（原則として一般人に付ては三月七日、金融機関に付ては三月九日）迄に引換られなかつた旧券は強制通用力を完全に喪失し法貨たるの地位を失ふので、此の旧券の未回収高（発行高）を日本銀行券発行高中に計上したまゝ放置することは通貨発行の実態に即せぬ。故に第五条第一項は日本銀行に対し昭和二十一年三月三

十一日（規則第十六條）に於ける旧券の發行高、つまり新券との引換未済高を其の翌日たる四月一日に於ける日本銀行發行高より除去すべきとを命じてゐる。尚ほ此の旧券の發行高整理の日が旧券の引換期限より相當後の三月三十一日に定められたのは、前述の如く旧券預入の最終日が延長され、金融機關の引換請求期限が之に應じて若干日延長される場合のあること及び引換高の報告に若干の時日を要する爲である。

次に日本銀行券發行高より除去せられた旧券の發行高に相當する金額は旧券が強制通用力を失ふ結果日本銀行の利益となるのであるが、此の利益は日本銀行の本来の營業の結果生ぜるものではなく、本令に基いて發生せるものであり、同行に帰屬せしむべき性質の利益ではないので、日本銀行は特別の勘定を設け右の除去されたる發行高に相當する金額を区分整理すべきものとされ（令第五條第二項）、更に其の金額に相當する日本銀行の財産の処分に関しては、之を國庫に帰屬せしむるや否や、引換未済額中引揚邦人の所持する旧券其他大藏大臣の指定する場合は如く日本銀行が猶ほ新券との引換義務を負ふものの準備として若干額を別に保有せしむべきや否や等処分の方法其他は大藏大臣が之を定むることゝなつてゐる（令第五條第項）。

（九） 其他（預金等の新券に依る支払の時期）

本令施行規則第十五條は金融機關に於ける預金等の現金に依る支払（金融緊急措置令第三條第二項、同令施行規則第五條等参照）は券面金額十円以上の日本銀行券に付ては昭和二十一年三月二日迄は旧券に依り之を爲すものと定め臨時財産調査令との關係を考慮した。但し新券を以て受入れた預金又は貯金等の支払を爲す場合は新券を以て支払ひ得ることは勿論である（同條但書）。

(一〇) 罰 則

本令はその実効を確保する為左の如き相当嚴重なる罰則を設けてゐる。

第一に引換の限度を超えて為した引換又は引換期間經過後に於ける引換に付て引換行為者を三年以下の懲役又は一
万円以下の罰金に処する(令第八条第一項前段)。

第二に封鎖支払指図に対し新券を以て支払ひたる者、「封鎖不要」なる表示を為すべきに拘らず之を為さざりし者若
は「封鎖不要」の表示を為すべきに非ざるにも拘らず之を為したる者及昭和二十一年三月三日以後に於いて旧券の授
受を為したる者についても右と同様の処罰を科する(同条第一条後段及第二項)。

第三に引換限度を超えて引換が為された場合はその引換超過額に相当する金額は之を没収する。之を没収し得ない
時は其の価額を追徴する。引換期間經過以後に於ける請求に対し引換を為した新券に付ても同様である(令第九条)。
第四に邦人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に關して第一又は第
二に述べたる違反行為を為した時は法人又は人に対しても同様の罰金刑を科する(令第十条)。

最後に「日本銀行券預入令ノ特例ノ件」に依り証紙の偽造変造等に付き左の如き罰則が設けられてゐる(同令第二
条)。

(1) 行使の目的を以て証紙を偽造又は變造せる者及其等を行使の目的を以て人に交付し、輸入又は移入せる者は一
年以上の有期懲役に処す。

(2) 行使の目的を以て偽造又は變造の証紙を取得せる者は三月以上五年以下の懲役に処す。

(3) これら未遂罪も亦夫々処罰せられる。

出典・「財政」第一卷第二号（昭和二年三月号）一八頁から二五頁所収

臨時財産調査令に就て

主税局長 前尾繁三郎

は し が き

政府に於ては戦時利得を排除すると共に、戦後財政の確立を図り、悪性インフレーションを防止して国民経済の安定に資する等のため、財産税、個人財産増加税及び法人戦時利得税を創設せんとし、目下鋭意準備を急いでゐる次第であつて、此等法律案の草案は連合国軍最高司令部の指示に基き、その承認を求むるため、昨年十二月三十一日回司令部に提出せられてゐること、既に大方の御承知の如くである。

此等の新税に関する法律案は総選挙後に開会せられるべき特別議会に提案されることになつてゐるが、旧臘米賤産税等の課税気構により、民間には預金引出又は換物等の傾向が相当旺盛に見受けられ、他面生産活動の意欲はとかく停滞し勝ちの状態にあり、これがインフレーションの亢進を刺激してゐたことは見逃し得ない事実であつた。従つて早急に財産税等の調査時点を画し、民心の安定を図ることが肝要とせらるるに至つたのである。よつて食糧供出の完遂、預貯金等の払出規制、新日本銀行券の発行による旧円の回収等、食糧、金融、通過その他経済上の緊急綜合施策の一環として、この際財政税等の調査時期を確定し、直に調査するに非ざれば後日財産状態の確認が殆ど不可能となるやうな財産関係の移動の頻繁な財産等を調査確認して置き、以て此等新税の創設及び確保に資するため憲法第八條

の緊急勅令として、臨時財産調査令の制定を見るに至つたのである。

本令による調査事項は大別にして三となる。その一は金銭的財産及び契約につき財産権者より一定の事項を申告せしめんとするものである。その金銭的財産としては先づ現金が挙げられるが、これは日本銀行券の切換日に於ける旧券を、後日預貯金に預入する際等に申告せしむることとした。次に預貯金、公債、社債、株式等の有価証券、手形及小切手、投資信託受益証券、郵便為替証書、収入印紙等普遍的な金銭的財産で、比較的調査に困難を感じしむるやうな財産関係の現状を申告せしむることとした。次に生命保険、金銭信託、有価証券信託、無盡又は郵便年金の各種契約についても、現在の契約者の住所地等を確認し置くことが必要なので、契約者をして一定の事項を申告せしむることとした。この金銭的財産及び契約の申告は個人及び法人を通じて為さしむるのである。その二は法人に対し調査時期に於いて打切決算をなさしめ、財産目録その他必要の書類を提出せしめんとするものである。その三は物品販売業、製造業等特定の事業を行ふ個人をして、調査時期に於て有する特定の動産及び債権債務に関して申告せしめんとするものである。

以上は調査の実態に照し相当煩雑な手数を要することは已むを得ないのであるが、この財産税等の課税により、国民総立直りの契約が見出され、新日本建設の基盤が築かれるべきであつて、国民のための課税に外ならないことを充分に了解せられ、その準備としての本調査の的確公正なる実現の為、大方国民各位の眞摯且熱烈なる御協力を期待して已まないものである。

本臨時財産調査令は勅令第八十五号として、同令施行規則は大蔵省令第十四号として去る二月十七日公布何れも即日施行された（施行規則は二月二十八日大蔵省令第十九号等を以て一部改正が行はれてゐる）。なほこの施行規則に基

く二月二十八日公布の大蔵省告示第四十二号乃至第四十四号がある。

以下これが内容に付、申告、確認等の実際問題を主として若干の解説を加へることにする。

第一 調査時期

本令に依る財産の調査時期は、日本銀行券の旧券が強制通用力を失ふ日の翌日即ち昭和二十一年三月三日午前零時である。此の日を選んだのは、現金及び預貯金を調査する上に於いて、最も適当と認められたからである。将来実施せらるべき財産税は此の時期に於て有する個人及び法人の財産を対象として課税することになる。又個人財産増加税及び法人戦時利得税の課税時点の終期（終期日）は、此の調査時期によることとなる訳である。

本令による財産の調査は、財産税等の制定に先ち、差当り財産状態を明確にして置く必要性の強いものに限定せられる。債務の調査は勿論行はない。個人及び法人の資産及び負債を通ずる総合的な財産関係は、財産税等の施行後に於て、改めて申告を要するのである。従つて本令による申告等の内容は、後日に備へて各申告者も控えを保存せられたいのである。

第二 現金以外の金銭的財産及び契約の申告

一 申告を要する財産及び契約の範囲

本令に依り個人及び法人が申告を要する金銭的財産及び契約は左記の通定められてゐる。

(一) 調査時期に於て現に存する預金、貯金其の他此等に準ずる債権即ち以下(イ)乃至(ホ)の預貯金。従つて身

元保証等の目的を以て一般の会社が受入れてゐる社員の預り金については申告を要しない。

(イ) 郵便貯金

(ロ) 銀行又は無盡会社に対する預金、貯金又は積金

(ハ) 市町村農業会、信用組合又は市街地信用組合に対する貯金又は積金

(ニ) 塩業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易組合、漁業協同組合、漁業会、製造業者、自動車運送事業組合、塩業組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会、貿易組合連合会、自動車運送事業組合連合会、都道府県農業会、道府県水産業会、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は庶民金庫に対する貯金又は預金

(ホ) 恩給金庫に対する寄託金

なほ(ロ)乃至(ニ)に掲ぐる法人又は信託会社に対し預貯金以外の寄託金(雑預り金、假受金等)を有するときも申告の義務があるが、この寄託金の申告については特殊の事項であるため、説明を省略する。

(二) 調査時期に於て現に存する公債、社債、株式其他此等に準ずる財産即ち

(イ) 公債、社債(特別の法令に依り設立せられたる法人にして会社には非ざるものの発行する債券を含む)

(ロ) 株式又は出資証券を発行する法人の出資

(ハ) 投資信託受益証券に依りて表示せらるる投資信託の受益権

(三) 調査時期に於て現に存する生命保険、信託、無盡又は郵便年金の契約、即ち左の如くであるが、調査時期前に生命保険事故の発生した生命保険契約その他当該時期に於いて契約の消滅してゐる信託契約、無盡契約又は郵便年金契約は申告を要しない。

- (イ) 生命保険契約（生命保険会社又は生命保険中央会を保険者とするものに限る）従つて簡易保険は除外される
 - (ロ) 金銭信託契約（投資信託契約を除く）又は有価証券信託契約
 - (ハ) 無盡契約（無盡会社との契約にして未だ契約金給付事由の発生せざるもの）
 - (ニ) 郵便年金契約（年金支払事由の発生せざるもの及び年金支払事由の発生したるもの）
 - (四) 調査時期に於て現に存する手形（為替手形、約束手形）小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、歳出金支払通知書、郵便貯金払戻証書等及び五円以上の収入印紙
- 二 申告を要せざる財産及び契約の範圍
- 右に述べた財産又は契約のうち左に掲ぐるものに付ては一応この申告から除外せられる。
- (一) 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属島嶼——連合国軍最高司令部の指定による我が国行政権の及ぶ地域のこと）以下本邦と称す）外に在る営業所又は事業所に於て当該銀行その他の金融機関に預け入れた預貯金。つまり在外財産として既に申告してある預貯金はこの際申告を要しない。以下（五）まで同趣旨である。
 - (二) 本邦外に在る国、地方団体其の他の法人の発行したる公債、社債、株式、出資証券又は投資信託受益証券
 - (三) 支払地を本邦外に定めたる手形、小切手
 - (四) 本邦外に居住する内地人以外の者が契約した生命保険契約
 - (五) 信託会社其の他信託業を営む法人又は無盡会社の本邦外に在る営業所又は事業所に於て為されたる金銭信託契約、有価証券信託契約又は無盡契約
 - (六) 右の外大臣の指定したる預貯金、公社債、保険、信託、無盡、郵便年金、手形及小切手であつて其の指定

は次の通りである

(1) 預貯金等

(イ) 国に於て預入を為したる預貯金

(ロ) 金融機関に於て日本銀行に預入を為したる預貯金

(ハ) 調査期間に於ける金額が一契約に付五十円以下の預貯金

(2) 一件の金額が五十円以下の寄託金

(3) 公社債、株式等

(イ) 国に於て有する公債、社債、株式又は出資証券

(ロ) 賜金国庫債券又は一枚の額面金額が五十円以下の公債証券、勸業債券、貯蓄債券、報国債券、福券其の他一枚の額面金額が五十円以下の社債証券（特別法人にして会社に非ざるものゝ発行する債券を含む）

(4) 手形、小切手、郵便為替証券等

(イ) 国に於て有する手形、小切手

(ロ) 日本銀行に於て有する小切手にして政府の歳入金として受入れたるもの

(ハ) 金融機関に於て有する手形にして他に譲渡せざるもの等

(ニ) 一件の金額が五十円以下の手形、小切手、郵便為替証券又は郵便振替貯金払出証券等

(5) 生命保険、無盡、年金等

(イ) 一件に付保険金額が千円以下の生命保険契約（但し百円を超え保険料を一時に振込みたるものを除く）等

(ロ) 一件に付契約金額が三百円以下の無盡契約、但し掛金を一時に払込みたるものを除く

(ハ) 団体郵便年金契約にして厚生年金代行たるこの郵便官署の証明あるもの

なほ調査令による申告は、後日の財産税等の課税資料となることは謂ふ迄もないが、この申告のみにより課税が行はれるものと速断してはならない。即ち今回の申告の範囲外に置かれた財産等についても、財産権者の住所及び名義が確實で、会社その他の関係先から調査書の提出その他の方法で課税資料の蒐集が容易なものは、別途蒐集した資料によつて課税が行はれるわけである。又申告を除外した財産についての財産税等の課否は、将来の財産税法等の定め方如何によることは勿論であるし、既に申告されてある財産でも、追て定められる免税点に達しないため課税されるに至らないことも、固よりあり得ることを注意せられたいのである。

三 申告期間

申告期間は原則として調査時期の属する日たる三月三日より同年四月二日迄の一ヶ月間である。

但し次に述べる事由のある場合に限り右の期間経過後に於いても昭和二十二年十二月三十一日迄(同年十一月二日以後本邦外より本邦に引揚げたる者に付ては引揚げたる日より六十日以内)に申告することが出来る。

(イ) 災害其の他の事由に因り通帳、証書、証券、株券、各種の契約書等が滅失したる場合に於て、昭和二十一年四月三日(申告期限)後に滅失したる通帳、証券等に代るべき書面の公布を受けたるとき。

(ロ) 押収、領置其の他の事由に因り申告期限迄に通帳、証券、証券等の書面を呈示することを困難とする事情ありたるとき。

(ハ) 通信、交通其の他の状況に因り申告期限迄に通帳、証書、証券、株券等の書面を呈示することを困難とする

事情ありたるとき。

(二) 右の場合の外税務署長に於て特別の事情ありと認めたるとき。

四 申告書の提出先

本申告書の最終の提出先は住所地の所轄税務署であるが、申告事項の斬新な確認方法を講ずる関係上、三万を超過各種の金融機関を動員して税務署の事務を代行せしめることとし、申告書は此等の取扱機関を経由して所轄税務署に送付提出されることになつて居る。申告者は取扱金融機関に申告書を受理して貰へば、税務署に対する申告が済んだことになる。而して其の取扱金融機関は左の如く定められてゐる。

郵便局（無集配局を含む）、銀行、信託会社、無盡会社、市町村農業会、信用組合、市街地信用組合、生命保険会社の本店及び特定地に於ける支店又は支社、生命保険中央会、日本証券取引所、北海道内に於ける漁業会（以下取扱機関と称す）

尚申告書は右の取扱機関を経由せず直接に税務署に提出し、所定の確認を受けてもよい。

以上の金融機関なら四月二日迄は最寄りの且任意のどの金融機関でもよい。但し収入印紙の申告に付ては郵便局に限られる。又小切手、郵便為替証書等の申告に付ては支払銀行又は支払郵便局等に提出することが便宜である。

五 住居所氏名の確認

本申告書を取扱機関又は税務署に提出する際には、住居所及び名義が正確であるか否かを確認する為、米穀通帳（米穀通帳がないときは米穀以外の物資配給通帳）を呈示するか、又はこれにより難いときは町内会長、部落会長又は市区町村長の発行する居住証明書を申告書に添附することになつてゐる。又法人に付ては市区町村長の発行する所在

証明書を申告書を添附することになつてゐる。これにより金銭的財産等にあり勝な架空名義又は假裝名義等を可及的に防止し課税上の的確公正を期せんとするものである。但し左の如き場合に於ては呈示又は添附の必要はない。

(イ) 国又は地方団体が申告を為さんとするとき。

(ロ) 取扱機関たる銀行、信託会社、無盡会社等が、其の營業所又は事業所に於て自己の申告を為さんとするとき。

(ハ) 其の他税務署長の承認を受けたるとき。

なほ本人以外の者から申告書を提出するときは、本人及び申告者の双方の居住証明を必要とするのが原則である。

この場合に於いても申告者以外の本人の居住証明を必要としない例外も認められてゐる。詳細は後記する如くである。

居住証明書又は營業所、事業所所在証明書の書式は告示第四十三号に定められてゐる。本証明書は本書式に依り各人が作成し、市区町村長等の証明を受けて差支えない。

六 申告書の提出義務者

申告義務者は申告すべき財産又は契約の实体上の権利者である。その本邦内に在ると本邦外に在るとを問はず、又は本邦人たると外国人たるとを問はず、我が国行政権に服する者はすべて申告の義務がある。而して名義の如何に拘らず調査時期に於て実体上の権利を有する者たることを要する。

本申告書は預貯金者、公社債、株式等の所有者、保険、信託等の契約者（郵便年金で既に年金支払事由の発生したるものに付ては年金受領者）、手形、小切手、郵便為替証書等の所有者より提出することを原則とする。この場合に於て法人はその代表者又は支配人に於て申告するのが原則である。

右の如く預貯金者、所有者又は契約者等本人が申告することが原則ではあるが、一率にこの原則に従ふことの困難な場合があるので左記の如き場合は例外を認めてゐる。

(一) 同居の戸主及び家族等一世帯の分は同一申告書に取纏めて記載する。疎開、在学其の他に依て世帯主と別居する家族は世帯主と同一世帯に属するものとして申告する。尚此の場合は家族の居住証明書は要らないことになつてゐる。

(二) 疎開、在学其の他に別居してゐる家族が現に保管してゐる通帳又は証券、証書等を世帯主の手許に返送して申告することが不便のやうな場合には、疎開先等に於いて家族が世帯主又は自己の此等の財産又は契約を申告しても差支へないことになつてゐる。この場合は申告書に必ず世帯主の居所、氏名を記載(申告書様式左傍欄外)し、且つ自己の居住証明の外其の世帯主の居住証明書を提出しなければならぬ。

(註) 例へば疎開家族の如きは米穀通帳等に於ては世帯主と記載せられてゐる場合もあるが、本申告に於いては一生計単位内の戸主及び家族は、一時的に疎開して生活してゐても同一世帯として取扱ふことになつてゐる。

(三) 一家庭内に於ても使用人等の如く同一戸籍内には何某方等の肩書を附記して申告する。から、各別に申告書を作成し住居所には何某方等の肩書を附記して申告する。

(四) 法人以外の団体名義の預貯金、株式等又は代表者名義の此等の財産又は契約に付ては代表者が申告義務者となる。もしこの場合に持分あるときは申告書に団体員又は加入者の各人毎の現在高持分並に住居所氏名の内訳を添附して提出する。

(五) 申告を要する財産権に質権其の他の担保権が設定せられ、担保権者が、通帳、証書、証券等を所持してゐる場

合は、担保権者に於て本人に代り申告し得る。又担保権者でなくとも正当な権原に基き他人の通帳、証書、証券等を保管してゐる者は、同様に本人に代つて申告することを認められる。此の場合に於ては、申告書に本人に代り申告する旨を記載し且自己の居住証明の外当該通帳、証書、証券等の所有者の居住証明書を呈示し又は申告書に添附しなければならぬ。

但し左の場合の如きは本人の居住証明書等の呈示又は添附を要しない。

(イ) 国又は地方団体の有する財産又は其の爲したる契約に付申告を為さんとするとき。

(ロ) 戸主又は戸主と同居せざる家族にして独立の生計を営む者が、其の同居家族（疎開して生活する者を含む）に代つて申告を為さんとするとき。

(ハ) 銀行、信託会社其の他信託業を営む法人が、其の引受けたる有価証券信託契約の目的たる有価証券に付、委託者に代りて申告を為さんとするとき。

(ニ) 恩給金庫又は銀行、信託会社其の他信託業を営む法人が寄託又は保険信託に關して契約したる寄託者又は委託者等を被保険者とする生命保険契約に付寄託者又は委託者に代りて申告を為さんとするとき。

(ホ) 其の他税務署長の承認を受けたるとき。

(六) 申告を要する財産又は契約の権利者が調査時期に於て本邦内に住所及び居所を有しないときは、其の財産又は契約を管理する者から申告することになつてゐる。この場合に於いては、申告者たる管理者の居住証明のみで足り本人の居住証明を必要としない。

(七) 恩給金庫が恩給年金受領者を被保険者として契約した生命保険契約については、調査の便宜上、恩給金庫が、

証書の保管者たる立場に於て恩給年金受領者たる実質上の契約者に代つて申告するといふ形式をとることになつてゐる。この場合に於ては恩給年金受領者の居住証明を要せず、又恩給年金受領者は当該生命保険契約の申告を要しない。

(八) 生命保険信託で信託会社その他の受託者たる法人が、生命保険料を払込む場合の生命保険契約についても前号に準じて信託会社より申告する。

七 申告書の記載事項

申告書用紙は大蔵省又は財務局に於いてこれを印刷し、町内会又は部落会を通じて各家庭に配付するやう準備を進めてゐるが、この様式に倣ひ申告者に於て適宜申告書を作成して差支へない。

申告書の記載事項は「臨時財産申告書」見れば大体了解せらるゝと思はれるので、ごく概要を説明することゝし、其の他は申告書裏面の解説を参照されたい。

(一) 住所(住所なきときは居所)及び氏名

住所及び氏名は勿論真正なものを記載すべきであり、住所所として勤務先を記載したり、又は芸名、雅号等で預貯金してある場合等申告の住所又は名義と異なるものに付ては、備考欄に通帳又は証書等の書面通りのものを記載する。又疎開中の家族が世帯主に代つて申告する場合、担保権者又は委任を受けたものが申告する場合及び管理者が申告する場合は、預貯金者等権利者の住所及び氏名を左傍欄外に住所、氏名欄に記載する。

(二) 預貯金等の現在高申告

本現在高申告は前に述べた一の(一)の各種預貯金等に付一口座(一通帳、一証書)毎に記載する。

(イ) 種類欄には定期預金、当座預金、普通預金、措置貯金、通知預金等の種類別に依り記載する。

(ロ) 預け先名称欄には通帳、証書等を発行した預貯金先(単に何々銀行とせず何々銀行何々支店と詳細に)を記載する。但し郵便貯金は単に郵便貯金を記載する。

(ハ) 通帳または証書の記号番号欄には通帳、証書に記載してある記号番号をそのまま記載する。

(ニ) 現在高欄には通帳又は証書に依り、調査時期現在における預貯金の現在高(円以下切捨て)を記載する。定期積金等は調査時期現在に於ける掛金の合計を記載する。

(ホ) 通帳に記入未済の預貯金はなるべく本申告書提出の日迄に通帳記入を受けることが便宜であらう。

(ヘ) 郵便貯金又は定期積金の如く預貯金現在高が通帳又は証書に記載されてゐない場合は、通帳記載欄の余白の最初の欄に、現在高申告何円何銭と記載する。

(ト) 財産税の課税に当り優遇を考慮されてゐる定期的預貯金は、左に掲ぐるもので、その記載方は次の通りである。

(一) 優遇される預貯金

(1) 本年四月二日迄に税務署長に対し同年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は引出をなさない旨の申出をなした預貯金。

尚この申込は三月三日から四月二日迄の申告期間内は申告を受付ける取扱機関を通じて、右の一年据置の申出ができる。この申出をなした場合は、預貯金者に於いて預貯金通帳の余白の最初の欄又は預貯金証書の適宜の余白に一年据置、昭和二十一年 月 日申込と記載して捺印することになつてゐる。

尚特別の必要により郵便貯金以外の預貯金につき一通帳又は一証書面の預貯金の一部だけ一年据置の申込をなし

た場合は、通帳又は証書面に内何円一年据置と記載することになつてゐる。

- (2) 本年三月三日に現存する据置貯金等の預貯金で、満期日が昭和二十二年三月二日以後のもの（この場合は通帳証書に一年据置の記載を要しない）

(二) 記載方

- (1) 右の定期的預貯金の「定期的預貯金の条件」欄には預入年月日及び満期年月日の二欄にかけて(1)の預貯金については一年据置、(2)の預貯金については一年以上据置と記載する。尚特別の必要により預貯金の一部の金額につき一年据置の申込をなした場合は内何円一年据置と記載する。

- (2) 預貯金先以外の申告取扱機関に於て、一年据置の申込を受けたときは預貯金者の記載した事項の次に「受付」と記載し責任者印を押捺することになつてゐる。

(三) 公社債株式等現在高申告

本現在高申告書には前記一の(二)の各種公社債、株式及び出資金等に付公社債は発行回数毎、株式は同一銘柄毎に記載する。

(イ) 種類及び銘柄欄には公債、社債、株式等に区分し各々銘柄又は名称を記載する。

(ロ) 登録、記名無記名の別欄には登録の有無並に記名、無記名の、別を記載する。

(ハ) 記号番号は証券面のそのまゝを記載する。但し別途申告と記載し別紙に番号を記載して申告書に添附してもよく又番号を記載した補充申告書を直接に税務署に送付してもよい。

(ニ) 一枚の額面金額欄は証書又は証券一枚の額面を表示してある金額を記載する。

- (ホ) 数量欄は証書、証券又は株式の枚数を記載する。
- (ヘ) 額面金額合計の欄には一枚の額面金額に枚数を乗じて得たる金額を記載する。
- (ト) 備考の一枚の払込金額欄には一株当りの払込金額を記載する。
- (チ) 国債につき課税上の優遇を受けんとする者は、当該国債又は登録済証等の適宜の余白に、「一年保有」と記載することになつてゐる。この優遇国債については、数量欄に「一年保有何枚」と記載する。尚申告取扱機関は国債又は登録済証に記載してある「一年保有」の記載の傍に責任者印を押捺することになつてゐる。
- 尚登録公社債又は記名式の社債、株式出資若くは投資信託の受益権を譲受けた者で、調査時期に於て社債原簿、株式名簿其の他此等に準ずる帳簿に住所及び氏名の記載を受けざるもの（例へば白紙委任状付で株式等を取得したる場合の如し）は、この申告書に其の旨及び社債、原簿、株主名簿等に記載された者の氏名を記載する。
- (四) 生命保険、信託、無盡、郵便年金契約高申告
本申告書には前記二の(三)の生命保険、信託、無盡、郵便年金契約に付各契約毎に記載する。
 - (イ) 契約区分種類欄には生命保険にありては、終身、養老、出生生存等の区分に依り、信託契約にありては金銭、有価証券の区分に依り又年金契約にありては、即時終身、据置終身、定期年金等の区分に依り記載する。
 - (ロ) 契約金額の欄には生命保険契約にありては保険金、信託契約にありては元本額、無盡契約にありては無盡契約金、郵便年金にありては郵便年金額を夫々記載する。
 - (ハ) 備考の保険料、無盡、郵便年金払込総額欄には生命保険料、支払事由の未だ発生しない郵便年金の払込総額又は無盡の掛金総額を記載する。尚保険料の払込総額は証書面に記載してある保険料に支払回数に乗じて計算する。

(ニ) 備考の其の他の欄には郵便年金に付ては支払事由発生の有無、既に支払事由の発生した有期の郵便年金に付ては残存期間、終身の郵便年金に付ては年金受取人の年齢等を記載する。

(ホ) 金銭信託契約及び無尽契約についても、財産税等の課税上の優遇が考慮されてゐる。この優遇を受ける金銭信託契約及び申告書の記載方は左の通りである。

(一) 優遇金銭信託又は無盡

(1) 本年四月二日迄に税務署長に対し同年三月三日より昭和二十二年三月二日迄は支払の請求を為さない旨の申出でをなした金銭信託契約又は給付金の支払の請求をなさない旨の申出をなした無盡契約

(2) 昭和二十二年三月二日後を満期日とする金銭信託契約

(二) 記載方

右(1)のものについては申告書の金銭信託の満期年月日の欄に一年据置と記載する。(2)のものに付ては、申告書の満期年月日欄に一年以上据置と記載する。尚右の一年据置の証書面記載の手続は定期的預貯金と同様である。

(三) 手形、小切手、郵便為替証書等所有高申告

本申告書には前記二の四の手形、小切手、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、収入印紙等に付一枚毎に記載する。

(イ) 種類欄には為替手形、約束手形、小切手、郵便為替証書、収入印紙等の区分に従ひ記載する。

(ロ) 金額欄には手形、小切手等の額面金額(収入印紙は合計券面金額)を記載する。

(ハ) 手形金額の一部が支払済の場合は、備考欄に支払済金額を記載する。小切手についても同様である。

八 申告の為確認を受くべき書面

申告者が申告書を提出せんとするときは、その住居所又は氏名、名称等の正当なることを証するため、所定の居住証明を要求されてゐることは既に述べた如くであるが、更に財産関係の内容となる事項を正確に把握するため、申告すべき財産又は契約の内容を立証せしむることとし、有価証券等の財産自体又は財産若くは契約を証すべき書面を申告書と共に申告先たる取扱期間又は税務署に提出せしむることになつてゐる。これらの財産を証する書面は後に述べる確認上の措置を講じた上申告者に返還する。此の確認を受くるため提出すべき書面は左の如くである。

(一) 申告書に記載されてゐる財産又は契約を証すべき本来且通常の書面、即ち預貯金については、通帳又は証書、公社債、株式、出資、投資信託受益証券については登録済証、当該証券又は株券、生命保険、信託、無盡又は郵便年金の各種契約については証券、証書又は通帳、手形、小切手又は収入印紙等については手形、小切手、収入印紙等

(二) 当座預金又は当座貯金に付ては、当該預貯金を受入れたる法人の発行する預貯金口座通知書。

(三) 郵便為替貯金及び当座預金又は当座貯金にして(三)に依り難きものに付ては、預貯金者の作成する預貯金口座通知書及び調査時期に近き日附ある郵便振替貯金受払通知票、小切手帳其の他当該通知書に記載したる事項を証すべき書面。

(四) 恩給金庫に対する定期寄託金に付ては、恩給年金証書の保管証(恩給年金証書の保管証なきときは寄託契約書)同特別当座寄託金に付ては寄託金通帳(寄託金通帳なきときは恩給年金証書の保管証)

(五) 本来且通常の通帳、証書、証券等が申告者の手許にない場合等に於ては、此等に代るべきものとして、例へば

左の如きものを提出する。

- (イ) 登録公社債については登録公社債の現在額証明書又は登録機関の預り証
- (ロ) 供託中の有価証券については供託証書、郵便官署に於て保管中の有価証券については郵便官署の保管証
- (ハ) 株式については株式引受人の有する払込領収証、増資、減資、其の他の場合の株式預り証
- (ニ) 紛失した有価証券等については除権判決の正本
- (ホ) 生命保険契約については保険料領収証、保険金払込案内書
- (ヘ) 信託契約については現存証明書

九 取扱機械又は税務署の確認措置

以上述ぶる所により、申告書と共に所定の書類が提出せられたるときは、取扱機関又は税務署に於て確認の措置が講ぜられる。即ち先づ申告書に於ける申告者及び実体上の権利者の住居所又は氏名、名称が正確であるか否かを居住証明によつて確認する。この際は申告者乃至実体上の権利者の同一性を確認し得れば足ることに解せられるので、住居所の移動及び名義の任意使用容認の社会的実情に顧み、常識的に判定せらるべきことになる。住居所及び名義の確認が済んでから、財産関係の内容となるべき事項に付、確認のため提出された通帳、証書、証券等と申告書とを照合し、その正当なる記載なりや否やを判定するのである。金額その他財産関係の内容となるべき事項は、通帳、証書、証券等に記載せられてあるものと符号しなければならぬ。かくて申告書の記載事項が全体として正当なることを認めたるときは、ここに申告書は正式に受理せられたことになる。ここに於て当該申告ありたることを証する為、通帳、証書、証券、株券、各種契約書等に政府の発行する申告済証紙を貼附し、且つ取扱機関又は当該事務に従事する者の

印章を以て書面と証紙とに契印し、適宜当該取扱機関の名称を表示して、これを申告者に返還することになつてゐる。

十 申告なき金銭的財産又は契約の権利の制限

本財産調査はこれにより預貯金其の他金銭的財産及び契約の的確なる調査を行ひ以て財産税等課税の適正を図らんとするものであるので、若し右の申告の為されざるものに付ては、相当嚴格なる措置が採られることになつてゐる。即ち刑罰その他の罰則こそ設けられてはゐないが、右に依り申告を為すべき各種財産又は契約に付ては、調査時期たる三月三日以後に於ては、申告なき限り、預貯金、公社債、投資信託受益証券、手形、小切手、郵便為替証券等は、その債権に関し支払の請求をなすことを得ないのみならず、債権譲渡その他の処分を禁止せられる。又株式や法人に対する出資については、利益の配当、残余財産の分配、合併減資により受くる交付金、退社により受くる払戻金の請求をなし得ず、又此等の権利の譲渡、相殺その他の処分は禁止される。尚生命保険契約、信託契約、無尽契約又は郵便年金契約については、生命保険、信託の元本と収益、無尽給付金、郵便年金その他契約に基いて受くる給付又は契約解除により受くる金額等の請求をなし得ず、又此等の権利の譲渡その他の処分は禁止される。又収入印紙は昭和二十一年三月三日以後に於ては政府の歳入金納付のために使用することが出来なくなることになつてゐる。

尤も調査時期後に於て前述三——申告期間——の項に於て述べたるが如き事由により期限後に於いて追加申告が認められたときは、権利の制限は、追加申告の日以後は行はれず、完全な権利の行使が認められることになつてゐる。

第三 現金の申告（切換日以後の旧券に依る預入等の申告）

日本銀行預入令第一条に規定する日即ち三月二日後に於ては、旧日本銀行券は強制通用力を失ふのであるが、三月

三日以後七日迄はこれを預貯金等をする事が出来るであつて、此の場合預貯金又は金銭信託となさんとする者又は預入令施行規則第九条の規定により新円との引換を為さんとする者は、預貯金、金銭信託と為し又は引換を請求せんとする際、其の旨、金額並に住居所及び氏名を記載した申告書を、金融機関に提出しなければならぬ。この際は居住証明を必要とする。金融機関はこの適法なる申告が行はれない限り、預貯金、金銭信託としての受人又は引換を禁止されてをり、これに違反したときは金融機関の当務者は処罰せられることになつてゐる。

申告様式は別に定められ、町内会、部落会等を通じ又は金融機関の窓口に於いて印刷された用紙を配付するやう準備されてゐる。

この旧券は財産税等の課税については、調査時期に於ける現金として取扱はれることになるのであつて、同時期に於ける預貯金等には含まれないものである。

第四 法人の打切決算書類の提出等

一 財産目録、貸借対照表等の提出

法人税法に依り法人税を課せられる法人（宗教法人及び法人たる労働組合を除く）及び特別法人税法に依り特別法人税を課せられる法人は、調査時期たる三月三日午前零時現在に於ける打切決算を為し、同時期に於ける財産目録及び貸借対照表並に調査時期を含む事業年度開始の日より調査時期に至る迄の期間の損益計算書を昭和二十一年五月二日迄に所轄税務署に提出することになつてゐる。これは調査時期に於ける法人の財産状態を明確に記載して置き、後日の財産税等課税に当りでき得る限り事務簡捷を図らんとするものである。

若し右の法人が、本邦内に本店又は主たる事務所を有しないときは、本邦に於ける資産又は營業に関する財産目録、貸借対照表及び損益計算書を提出しなければならない。

なほ法人が解散し調査時期に於て清算中なるときは、財産目録及び貸借対照表の提出のみで足り、損益計算書は提出を要しない。

法人税法に依り法人税を課せられる法人とは、法人中法人税法第十一条に規定する非課税法人を除きたる総ての法人を指すのであるから、法人税法以外の法令に依り法人税を課せられざる法人例へば恩給金庫、庶民金庫、産業設備営団等は、法人税法に依り法人税を課せられる法人に該当する。

又法人は打切計算を為す為、直前事業年度開始の日より調査時期に至る迄の期間を以て一事業年度と為すことに株主總會の承認を経て変更したる場合は、当該事業年度の期間が一年を超えざる限り法人税等の課税に付ても総てこれを認めることになつてゐる。

財産目録及び貸借対照表に記載すべき価額を如何に定むべきかは、現在の如き産業經濟の環境に於ては、洵に困難なる問題であると謂はなければならない。併し財産税等の課税については、追て財産税法等に規定する所に依るべきであるから、今回の打切決算に際しては、原則として前期末の引卸し価額に依ることとし、調査時期を含む事業年度前より引続き有する資産に付ては、当該事業年度の直前事業年度末の財産目録及び貸借対照表に記載せられたる価額により、調査時期を含む事業年度開始の日より、調査時期迄の期間に於て取得したる資産に付ては、取得価額又は製作物価額に依ることとした。但し固定資産に付ては、当該期間の減価償却額を控除したる金額を記載して差支へない。

又固定資産の価額は直前事業年度末の記帳価額より当該事業年度の減価償却額を控除したる価額に依るを原則とす

るが、其の価額が調査時期に於ける時価を超える場合は、評価換を為し、当該評価換に因る価額と記帳価額との差額は、これを損金として控除した価額に依ることになつてゐる。

株式等の有価証券に付ては前号に準じ計算すべきものであるが、時価不明なるものは直前事業年度末の記帳価額によることに取扱はれる。

右の財産目録及び貸借対照表に記載すべき資産の総額が、調査時期に於ける価額に依り計算したる資産の価額の総額を超ゆるときは、調査時期に於ける時価に依り計算したる価額を記載し得ることになつてゐる。

在外資産に付ては直前事業年度末の価額を記載し、これを「在外財産」勘定として他の資産と分別して計理するのである。

戦時災害に因り被害を受けたことに因り支払を受くべき保険金額が調査時期に於て確定しないときは、被害を受けた資産に付ては、被害直前に於ける価額を記載し、これを「戦時保険」勘定として計理する。

右の「在外財産」勘定として計理したる資産に関する措置が確定し又は「戦時保険」勘定として計理したる資産に関する保険金の支払が確定したるときは、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を更訂し、措置又は支払の確定ありたることを知りたる後三十日以内に其の明細書を添附し、所轄税務署に提出することになつてゐる。尙当該期間内に於て戦時災害に因り被害を受けたるに因り支払を受ける保険金等の確定したるものにして戦時災害国税減免法等の適用を受くべきものは当該法令を適用したる価額によることになつてゐる。

民法第三十四条の規定に依り設立した所謂公益法人は、調査時期に於ける財産目録及び貸借対照表を前の場合と同様五月二日迄に所轄税務署に提出を要する。

尚法人の打切計算上注意すべき事項は左の通りである。

(一) 軍需生産の設備等にして補償金の確定せざるものに付ては、在外財産と同様「仮決算」として整理し、これが確定したる場合は決算を更訂せしむることになつてゐる。

(二) 数個の資産に付各別に保険契約ある場合に於て、保険金の確定したるものと、未確定のものとは未確定のものに付てのみ「戦時保険」勘定として整理する。

二 法人の動産及び仮払金又は仮受金の申告

一の打切決算書類を提出すべき法人は調査時期に於て有する左の動産及び仮払金又は仮受金其の他此等に準ずるものに付、動産に付ては品目、数量及び価額、仮払金又は仮受金(同一人に対する金額五千円以上のもの)に付ては金額並に支払先又は受入先の住所及び氏名を記載したる明細書を五月二日迄に所轄稅務署に提出しなければならない。これは流動的な動産及び債權債務の状況を明確にして置く必要に出づるものである。

(一) 車輛運搬具、工具、器具及び備品

(二) 商品、製品、半製品、原料品其の他此等に準ずるもの

右の動産にして本邦外に在るもの及び仮払金又は仮受金其の他此等準ずるもので本邦外に在る營業所又は事業所に於ける事業に因り生じたるものに付ては、右の報告は要しない。

二以上の營業所又は事業所を有する場合に於いては、右の明細書は營業所又は事業所毎に区分して記載するのである。

(一) 商品、製品、半製品、原料品に準ずべきものとは仕掛品、貯蔵品等を謂ひ、機械の部分品等にして、未だ機械

に取付けざるもの又は建物、設備等建設中の原材料等は貯蔵品として記載する。

(二) 記載すべき価額は財産目録に記載したる価額に依る。

三 金融機関の預貯金現在高等の報告

預貯金等の取扱機関たる金融機関で、当座預金又は当座貯金の受入をなすもの又は恩給金庫は、調査時期に於ける当座預金、当座貯金又は寄託金に付、各人別に金額並に住所及び氏名を記載した書類（調査）を五月二日迄に所轄税務署に提出を要する。此等の預貯金については通帳などが無いか又は金額が整理して記載されていないので、財産申告の際には金額の記載を省略し得ることにしてあるので、申告に代るべき預貯金の金額を受入先から報告せしめんとするものである。なほ同様の越旨により生命保険会社よりは前払保険料ある生命保険契約に付、信託会社その他信託業を営む法人よりは金銭信託契約及び有価証券信託契約に付、勤務先預け金を受入れてゐる法人よりは当該預け金に付、日本銀行等よりは特殊決済上の各種借入金に付、各人別、各契約別に詳細なる事項を記載した書類（調査）を提出することになつてゐる。

二以上の営業所又は事業所を有する場合には、各営業所又は事業所毎にこれを提出することになつてゐる。

四 金融機関の預貯金、公社債、株式、各種契約高の報告

銀行、信託会社、無盡会社、一般株式会社、生命保険会社等は昭和二十一年九月三十日迄に、左記事項を記載した書類を所轄税務署に提出しなければならない。これは個人又は法人が金銭的財産及び契約の申告をなすべき総額を予め確認し置き、後日の参考に資せんが為である。

(一) 郵便貯金を除く各種の預貯金及び寄託金に付ては、前に述べた申告を為すべき預貯金及び寄託金に付其の種

類、口数及び当該金額の総額。

- (一) 社債に付ては、申告を為すべき社債の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額。
- (二) 株式又は出資証券に付ては、申告を為すべき株式又は出資の種類、記名式又は無記名式毎に数及び金額。
- (三) 投資信託受益証券に付ては、申告を為すべき投資信託の種類、数及び金額。
- (四) 生命保険、無尽、信託に付ては、申告を為すべき生命保険契約、金銭信託契約、有価証券信託又は無尽契約の種類、口数及び当該金額の総額。

第五 個人の事業用動産及び債権債務の申告

物品販売業外七種の次に掲げる事業を為す個人にして、調査時期に於て当該自供に関し、本邦内に有する商品、製品、半製品、原料品其の他此等に準ずる動産の価額の合計額が五千円以上なるものは、事業用動産の種類毎に品目、数量及び価額並に当該事業に関して有する債権及び債務の金額其の他事業用の動産及び債権債務に関する事項を記載した申告書（別掲様式参照）を昭和二十一年四月二日迄に所轄税務署に提出しなければならない。これ流通性高き動産及び移動性多き債権債務の現状を明確ならしめんとする越旨であつて、法人の打切決算に対応し個人の打切り棚卸しを意味する。

- (一) 物品販売業（動植物其の他普通に物品と称せざるもの、販売を含む）
- (二) 物品貸付業
- (三) 製造業（物品の加工修理を含む）

- (四) 請負業
- (五) 印刷業
- (六) 出版業
- (七) 鋳業
- (八) 砂鋳業

右の申告書には同一人に対する債権又は債務にして其の金額が五千円を越ゆるものに付ては、債権者又は債務者の住所及び氏名並に其の金額を記載しなければならない。

尚右の動産にして本邦外に在るもの及び債権債務にして、本邦外に在る營業所に於ける事業に因り生じたるものに付ては、申告の必要はない。又二以上の營業所を有する場合は、營業所毎に区分して記載する。

この申告に於ける価額は、調査時期に於ける時価に依ることが原則であるが、時価が不明の場合と取得価額又は製作価額に依ることになつてゐる。

第六 雑 則

一 税務署長及び其の代理官の調査権

税務署長又は其の代理官は調査上必要あるときは第四による打切決算書類を提出すべき法人又は第五による申告を為すべき義務ある個人に質問を為し、又は当該事業に関する帳簿書類、財産其の他の物件を検査し得るのであつて、この検査をするときは所定様式の検査章を携帯することになつてゐる。

二 申告事務取扱者の看做公務員

前に述べた通り預貯金、公社債、株式、各種契約の申告に対する確認措置は郵便官署、銀行等に於いてこれを為すことになつてゐるのであるが、此等の取扱を為す法人の当該事務に従事する者は、確認其の他国家事務を分担する重要な事務に従事するものなる關係上、其の資格の上に於ても、法令に依り公務に従事する職員と看做することに定められてゐる。従つてこの事務に関しては公務員としての権利義務を有する訳である。

三 罰則

前各項に亘つて述べた、申告、調査、確認等は何れも財産税等の調査の手段であり、これにより流動資産等の調査を行はんとするものである。従つて此の調査が確實、公正に行はるゝか否かは財産税等の調査上極めて重大なる意義を有する。そこで此等の調査上違法行為の行はれた場合は、これに相当の制裁を加ふるの必要がある。特に画期的な新税の実行を完璧ならしむることが要請せられてゐるので、従来の租税罰則には見得ざる如き嚴罰の規定を設けられてゐる。以下本令に定められた罰則の概要を述べる。

(一) 使用の目的を以て前に述べた申告済証紙を偽造し又は使用したる者、行使の目的を以て偽造の証紙を人に交付し、輸入し若くは移入したる者或は証紙を不正に使用したる者は三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられる。

この罪は未遂罪と雖も罰せられる。

(二) 各種財産又は契約の確認措置の事務に従事する者が、不正に当該措置を為したときは、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられる。

(三) 日本銀行券預入令第二条第一項の規定に依る預金、貯金又は金銭信託は所定の申告のない限り当該預貯金又は引換を為すことが出来ないが、これに違反したるといは、其の行為を為したる者を三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(四) 当該官吏其の他本令に規定する事項に関する事務の取扱を為す官吏若しくは法人の当該事務に従事する職員又は此等の職に在りたる者が、其の事務に関し知得たる秘密を漏泄し又は竊用したるときは二年以下の懲役又は二千元以下の罰金に処せられる。

(五) 税務署長又は其の代理官が帳簿書類、財産其の他の物件を検査するに際しこれを拒み、妨げ若しくは忌避し又は虚偽の記載を為したる帳簿書類を呈示したる者は五千元以下の罰金に処せられる。

又税務署長又は其の代理官の質問に対し答弁を為さず又は虚偽の陳述を為したる者は二千元以下の罰金に処せられる。

(六) 法人の財産目録、貸借対照表等の提出若しくは個人の動産、債権債務の申告を為さず又はその書類若しくは申告に虚偽の記載があつたときは、当該法人の取締役、理事、清算人若しくは此等の者に準ずる者又は当該個人を一万円以下の過料に処する。

(第 二 表)

高 在 現 等 式 株 債 社 公												
												種 類 及 銘 柄
												別無 記名 之区
												記 号 番 号
											円	面 一 枚 ノ 額
											枚	数 量
											円	額 合 面 計 金
												住 居 所 者
												氏 名 又 ハ 名 稱
												私 一 枚 ノ 額
												其 ノ 他

(第 四 表)

(第 三 表)

手形・小切手・手替証書等所為				生命保険・年金・信託・契約・無約金									
種	記	振	満	金	住	振	住	氏	住	契	契	保	備
類	番	出	期	額	居	出	居	名	居	約	約	險	考
	号	年	日	円	所	人	所	又	所	者	者	料	
	号	月	又		稱	又	稱	稱	稱	者	者	無	
		日	行		又	八	八	八	八	八	八	尽	
					八	八	八	八	八	八	八	有	
					八	八	八	八	八	八	八	期	
					八	八	八	八	八	八	八	郵	
					八	八	八	八	八	八	八	保	
					八	八	八	八	八	八	八	險	
					八	八	八	八	八	八	八	無	
					八	八	八	八	八	八	八	存	
					八	八	八	八	八	八	八	金	
					八	八	八	八	八	八	八	額	
					八	八	八	八	八	八	八	名	
					八	八	八	八	八	八	八	稱	
					八	八	八	八	八	八	八	額	
					八	八	八	八	八	八	八	存	
					八	八	八	八	八	八	八	期	
					八	八	八	八	八	八	八	間	
					八	八	八	八	八	八	八	其	
					八	八	八	八	八	八	八	他	

参考 疎開先の家族が世帯主と別に申告するときは世帯主の住所及び氏名
 法人が本店以外の営業所で申告するときは本店の所在場所、名稱及び代表者名を左に記載して下さい。

住所
 氏名(法人は名稱及び代表者名)